

衆議院 第三百三十一回国会

政治改革に関する調査特別委員会議録 第四号

平成六年十月二十八日(金曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 松永 光君

理事 大原 一三君

理事 古賀 誠君

理事 笹川 堯君

理事 前田 武志君

理事 逢沢 一郎君

理事 大島 理森君

理事 龜井 善之君

理事 熊代 昭彦君

理事 齊藤斗志二君

理事 桜井 新君

理事 穂積 良行君

理事 青木 宏之君

理事 伊藤 達也君

理事 岡田 克也君

理事 笹木 竜三君

理事 柴野たいぞう君

理事 竹内 譲君

理事 冬柴 鐵三君

理事 保岡 興治君

理事 小森 龍邦君

理事 山花 貞夫君

理事 枝野 幸男君

理事 東中 光雄君

出席國務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君

自治大臣 野中 広務君

國務大臣 (総務庁長官) 山口 鶴男君

出席政府委員

内閣法制局長官 大出 峻郎君

内閣法制局第三部長 阪田 雅裕君

総務庁行政管理局長 陶山 睦君

自治政務次官 小林 守君

自治省行政局長 吉田 弘正君

自治省行政局長 佐野 徹治君

委員外の出席者

大島 理森君

中川 秀直君

三塚 博君

山崎 拓君

北橋 健治君

笹川 堯君

田端 正広君

茂木 敏充君

保岡 興治君

堀込 征雄君

前原 誠司君

早川 正徳君

衆議院法制局第一部長 郡山 芳一君

衆議院法制局第二部長 小津 博司君

法務省刑事局刑事課長 谷合 靖夫君

自治大臣官房審議官 大竹 邦実君

自治省行政局長 山本信一郎君

自治省行政局長 鈴木 良一君

自治省行政局長 田中 宗孝君

特別委員会第二調査室長

委員の異動
十月二十八日

辞任 龜井 善之君

若林 正俊君

赤松 正雄君

小沢 一郎君

太田 昭宏君

同日 小此木八郎君

同日 松下 忠洋君

同日 青木 宏之君

同日 竹内 譲君

同日 福島 豊君

同日 塩谷 立君

同日 白沢 三郎君

同日 柴野たいぞう君

同日 栗原 博久君

同日 若林 正俊君

同日 小沢 一郎君

同日 補欠選任 小此木八郎君

同日 補欠選任 松下 忠洋君

同日 補欠選任 竹内 譲君

同日 補欠選任 青木 宏之君

同日 補欠選任 福島 豊君

同日 補欠選任 塩谷 立君

同日 補欠選任 白沢 三郎君

同日 補欠選任 柴野たいぞう君

同日 補欠選任 栗原 博久君

同日 補欠選任 若林 正俊君

同日 補欠選任 小沢 一郎君

同日 補欠選任 小此木八郎君

同日 補欠選任 松下 忠洋君

同日 補欠選任 竹内 譲君

同日 補欠選任 青木 宏之君

同日 補欠選任 福島 豊君

同日 補欠選任 塩谷 立君

同日 補欠選任 白沢 三郎君

同日 補欠選任 柴野たいぞう君

同日 補欠選任 栗原 博久君

同日 補欠選任 若林 正俊君

公職選挙法の一部を改正する法律案(保岡興治君外十名提出、衆法第一号)

○松永委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案並びに三塚博君外二十九名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案及び保岡興治君外十名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。加藤卓二君。

○加藤(卓二)委員 今国会に区割り法案が提出されております。長年論議された政治改革に関する一つの節目が来たように思います。

私は、制度を変えていくことは大変大事なことだということをよく承知している上で、ひとつ皆さんに思うのですが、この提案者にひとつ質問をしたいと思うのですが、たくさん法律がある中でなかなか守られていない法律が多過ぎるように思うのです。これは規制緩和の特別委員長として大変苦労したところでございますが、正しく守られていない現状の中で、全国民、要するに政治家はもとより国家公務員、そして実業にかかわる人たちが、一般住民に至るまで意識改革をしないとならないときに来ているように思うわけでございます。

まず一番初めに、国民の意識改革について。資産公開というのは、この政治改革が行われる一番原点にあるところの政治不信に対して政治家が襟を正そうというわけで、平成四年に政治倫理確立のために国会議員の資産公開をしようという法律ができました。これが運用されているにもかかわらず、その報告を守らない国会議員がおるわけでございます。はつきり言って守らない国会議員が

守らなかったことを新聞で一時的にいろいろあれされ
たが、まあそのままだとやむやみになっている。守ら
ない議員を処置し、また処理するためにあるはず
の政治倫理審査会が機能していないから、呼んだ
というあれもないし審査を申し立てたこともない
ということとは、申し立てされた議員がいらないとい
うことでございますので、明白でございます。

政治改革関連法案を国民のためという見せか
けの政治改革にするようなことのないよう、資産
公開等国会議員が率先してできる問題点に関して
は十二分にこれを活用していかなければいけない
んだ、これをみんなで遵守していかなければ、国民
に対しての大きな政治不信にまだまだつながら
いくことでございますが、この問題に関して与野
党の提案者に一言伺いたいします。

○三塚議員 加藤委員の質問、国民間におい
ても、そのことが大要問題点があるのではないかと
いうふうに指摘をされてきたことであると思いま
す。まさに今回の政治改革は、政治倫理の確立と
いう原点を踏まえながら、政治家としての、また
政党としてのあるべき姿の追求にまずおのれが血
を出してもやり抜こうと、こういうことでスター
トを切りましたことは御案内のとおり。

そういう中で、資産公開、これが守られては
おられないのではないかと御指摘であります。一
般論からいいますと、当然みずからの所属する
両院においてこれを決定したわけでありまして、
遵守義務は負う。国民に責任を負うわけであ
りますから、守られないということになれば、
これは論外の話でございます。本件については
倫理審査会のお話ございましたが、そこに直ち
になじむのかなじまないのかは別として、やはり
政治家自身の意識改革というものをこの機会に明
確にお互いが持ち続ける、こういうことで初めて
有権者、国民各位も、そこまで政治家が、議員が
徹底をやってきておられます以上我々もきちつ
としなければならぬ、こういうことになるのでは
ないかと思えます。その懸念が一日も早く払拭さ
れますようにお互いが努力をしていくということ

に尽きるのではないかと、こんなふうに思います。

○笹川議員 加藤委員にお答えいたします。
国民の意識改革は、これはもう当然でございま
して、国民の皆さんにも新しい政治改革法等の御
理解をいただく。また政治家もあるいは役人も
すべての人々がこれから二十一世紀を迎えて政治
をもっと明るく公平に、そういうことに努力をし
ていかなければならぬと思っております。

そしてまた、今資産公開のお話がありました
が、守らない人がいるということでございます
が、どの人が守らなかったという御指摘がありま
せんので、お答えはなかなか難しいかと思いま
す。

いずれにしても、日ごろから加藤先生も、やは
り資産公開というのはいいけれども、それより
もっと問題になるのは、国会議員あるいはまた議
員になるときの資産形成に私は問題があるんじや
ないのかな、こう思っております。

ただ、あるものを書きますと、政治家を長く
やった人あるいはまた経済界から飛び込んだ人等
では相当状況が違うと思っております。一概に、あ
るからこうだとか、ないからこうだとかというこ
ととなくして、私は、資産形成についての明確
な登録といいますか、そういうものが議員は必要
じゃないかと思っております。また、地方主権の時
代が来るわけでありまして、国会議員だけに限
らず、地方議員も将来は資産公開をきちつとや
った方がいいんじゃないか、このように考えており
ます。

○加藤(卓)委員 全国民の意識改革運動の必要性
に関してひとつお話しというかお願いしたいと思
うのですが、このように法律があっても政治家で
すら守らないような法律がある、本当にこれは残
念だと思っております。これは事実朝日新聞や何か
で報道されたことでありますから今言いました
が、大多数の人じゃなくて、ほとんどの人が守つ
ていないし、そのように資産を公開しているわけ
ですから、一人残らずやっていただけるようにお願
いしたいなど、こう思うわけでありまして。

まあ法がありながら、ざる法という法も法のう
ちかなと思うぐらい、食糧制度みたいなほとんど
国民一人一人が守らなかった法律もありますし、
捕まったら人が運が悪いんだというようなスピード
違反みたいな問題点もある。しかし最近は大変
国民の意識が改革されたのですか、飲酒運転だけ
は私たちどんなにか、皆さんがお酒を飲んで運転
するということを大変注意するようになってい
ることはもう事実でございます。腐敗防止法をつ
く以上は国民全体に法律を守ると意識がなけ
れば意味がないものだ、こう思います。

その国民の意識を変えていくことが必要だと思
うので国民運動を展開したかどうかということ
痛感しているもので、与野党の提案者にぜひひと
つ、これを周知徹底させるために周知期間のほ
ろなかかつ時間をかけて、必ずそれが再度反復す
る形の中で周知徹底し、開かれた政治ができるよ
う、また公明、透明な選挙ができるようひとつお
語りしたい、こう思うわけですが、与党、野党の
提案者の御意見を伺いたいと思っております。

○三塚議員 ごもっともでございます。国会内
におきましても、特別委員会所属のメンバーは徹底
して本問題に理解が進むわけでございまして、常
任委員会制度で、それぞれすべて重要な委員会
でありますから、頑張っておられる各位は直接の本
問題に対する勉強これからであろうと思ってお
るわけでありまして。

そういう中で、大事なことは有権者でありますか
ら、御指摘のように国民運動は、内閣総理大臣が
先頭に立って閣僚全員、また担当である自治省、
これが中心となりまして国民運動を展開をする。
同時に国会も、本問題について各党を通じて
意識改革のための大運動を展開をしていくこと
によってまさに所期の目的が達成をされていく
であろうと思っております。そのとおりであります。

○笹川議員 加藤先生にお答えいたします。
先生のお話のとおりでございます。いよいよ
地方統一選挙が来年四月にあるわけでありま
すから、自治省、政府、そしてまた我々政治家はもち

ろんでありますが、地方における県庁あるいは市
役所、市町村、すべての皆さんの御理解をいた
だいて国民がわかるように周知徹底をぜひやりた
い、こう考えております。

○加藤(卓)委員 ただいま大変決意のほどをお聞
きして、政治家が襟を正していることは私たちも
よく肌で伝わってくるぐらい緊張した形の中でこ
の政治改革に臨んだわけでございまして、その国
民の意識改革のためのPR、そして予算及びその
方法について自治省に質問いたしますが、予算に
ついて、民間では広報活動にカレンダーだけで三
十億も使います。もちろん新聞、テレビ等々では
大変な広報予算を使っておるわけでございませ
が、こういう問題点をどんなふうにお考えか、自
治省の方のお考えをぜひ伺いたいと思いま
す。

○小林(守)政府委員 加藤委員の御質問にお答
えさせていただきます。

国民意識の啓蒙、そのためのPRの予算や広報
についてはどうなっているのかという御質問かと
思いますが、平成六年度の啓蒙関係予算につきま
しては二十三億八千万円となっております。今回
の政治改革関連法案の内容等については、平成五年
度第三次の補正予算で措置された約十八億円を本
年度に繰り越してパンフレットの配布、新聞広
告、テレビスポット等により周知徹底に努めてき
たところであります。

区割り法案を成立させていただいた後は、本年
度予算をもって、地方の選挙管理委員会等の関係
団体の協力を得ながら、新しい選挙区や腐敗防止
策の強化の周知を含めた新制度の周知に全力を挙
げて取り組んでまいりたいと考えております。

○加藤(卓)委員 今の二十数億という数字では、
やはり今の日本の国民全体の総所得に対して大変
低い金額で本当におざなりだ、こう思われるよう
な数字じゃないかな、こう思うので、この辺も、
大蔵のいろいろな予算もあるでしょうが、国民が
絶対大事にしていかなきゃならない政治改革、そ
れに対する広報でございます。ぜひひとつ予算の

獲得に、私たちも協力いたしますので努めていた
だきたい、こう思います。

次に、法定選挙費用について一言伺いたい
と思います。

難しいことはとにかくとして、法定選挙費用と
いうのが、私たち政治をやっている、どのくら
いかかるのかな、こう言われたら明確に答えられ
る議員が意外と少ないのじゃないのかな、こう思
いますし、それでいて交通違反と同じように、ほ
んどみんなが一緒に流れに乗っているからと。
実際にはスピード違反をやっているのです、だが
実感がない、こういうふうな状況の中じゃないか
な。

しかし、腐敗防止法という大変大きな連座制の
問題点を取り上げられているときに、法定選挙費
用について実際に守られないような費用でこれ
を行うこと自体が非常に矛盾があるのじゃないか
な、この辺はぜひひとつ直していただくこと自体
が法律をだれでも守る気持ちになれる、だれも守
れない法律を守れというところに無理があるの
ではないか、こう思いますので、その問題に
自治省と与野党提案者の御意見をお聞きしたい
と思います。

○佐野(徹)政府委員 選挙運動費用の法定制限額
の問題でございすけれども、これにつきましては
は、従来から物価の上昇等を踏まえまして随時見
直しを行ってきいてございすけれども、例え
ば平成四年の十二月の、いわゆる緊急改
革と言われた改革をいたしましたけれども、その
際にも昭和五十八年以後の引き上げを行ったと
ころでございまして、その改定幅は、選挙ごと
に若干の相違はございすけれども、おおむね五割
から七割程度の引き上げとなっております。

なお、このたびの選挙制度の改正に伴いまし
て、衆議院の小選挙区選挙の関係につきま
しては、制度の改正が行われます。例えば選挙運動期
間が短縮されますとか、そういったこと等もござ
いますので、関係政令の見直しを検討いたして
おるところでございす。

○大島議員 加藤委員の質疑を伺っておりま
す、一番大事なものは国民主権者の意識、それ
から私も政治に出ようとする者、政治の現場に
いる者の意識、このことを変えなきゃならぬとい
う強い気持ちでこの質問がありました。全く同感
であります。やはりそういうことのために連座制
の強化を今回したわけだと思っております。その
責任は、私も立候補しようとする者あるいは現職
の議員、これにあるということが一つだろうと思
います。

さばりながら、そういう中であつて実際の選
挙活動、選挙運動の場合になつてまいりますと
いけば法定費用、出納責任者が管理する金、それ
以外のところで動く金というものをどうチェック
するかということが大変大きな問題だと思
ひます。七条の一項においても選挙運動のものに使
った金は全部出納責任者に報告しなきゃならぬと書
いておるのですけれども、そこを改めて確認を
しようというのが私の提案でございす。

善意のある、まあ一昨日も議論がありま
した、ボランティアで一生懸命善意でやっておる
人たちに對する、逆に言うことは抑圧的な条項に
なるのじゃないかという御議論もありました
が、しかしそれ以上に、例えば裏選対的なものが存在
して、そしてそういうふうな選挙運動費用
という方の必要性が今あるだろうということで、私
どもが改めて提案をしたところでございす。

いずれにしても、加藤委員おっしゃるよう
に、大事なことは、候補者あるいは候補者たらんと
する者、それから主権者である国民の皆さん、こ
の人の選挙というのに対しての意識を変えてい
くということ、このように思っております。

○笹川議員 お答えいたします。
法定選挙費用につきましてはもう法律で定ま
ておるわけでありまして、これは遵守するのは
当然であります、選挙というのは大勢の人が従

事いたしますし、しかも善意で集まってくるの
で、なかなか指揮命令というものが徹底しない。
その結果としてオーバーをしようとか、こ
ういふことはよく言われておるわけでありま
すが、今回から連座制が厳しく適用されるわけ
でありますので、選ばれる側もそして選ぶ側もとも
に、この法律が守られるようにしなければなら
ないと思っております。また、法定選挙費用
につきましても、これから先やはり議論をして
いきたいと思います。

○加藤(卓)委員 区割り法案について一言質問し
たいと思ひます。
各都道府県に一つずつ配分して過疎対策だとい
う形で、昨今、皆さんの質問の中にも、憲法に抵
触するんじゃないかと言ふ方がおられるようで
ございす、私はそういう意味では、国民として
国土、そういうような形の中なので、まあやむを
得ないのかな、こう自分たちでは思つてお
りました、ただ、一言申し上げたいのは、過疎対策と
いうか地域対策でしたらば、各都道府県内でも大
変な地域格差があるわけだと思ひます。

私の方の埼玉県を見ますと、埼玉県全体の四割
の地域に人口が住んでおらず、県南の方
に人口が住んでおらず、そのようにする
と、旧三区は面積が大変大きいところで、言
うならば島根、鳥取とそっくり同じぐらいの選挙区
一つの選挙区になつておるわけだと思ひます。

そういうことを考えると、これは区割りを決
めた委員の皆さんの御苦労がわかるだけにこの
言ひはどうかと思ひます、十年後、何年後に国会
がまた見直さなきゃならぬ、十年後、何年後に
クリアできるか来るときにはそういう問題点等
もえきたときにはまた変えなきゃいかんといふ
話も聞いております、その辺に關して一言、
委員の皆さんの御意見というよりも、提案者の
皆さんの御意見をお聞きしたいと思ひます。

○小林(守)政府委員 区割り案の作成に当た

て、都道府県内における過疎の問題、過密の問題
も含めまして、もっと実情が考慮されるべきで
はないかという御指摘だと思ひますが、設置法の
第三條第一項によりますと、各選挙区間の人口の
均衡を図り、選挙区間の人口の格差が二以上と
ならないようにすることを基本とし、行政区画、
地勢、交通等の事情を総合的に考慮し合理的に
行わなければならないと規定されております。

審議会においては、この規定に基づきまして、
全国の選挙区間をもとより、各都道府県内の選
挙区間の人口均衡をも考慮しつつ、都道府県知事
の意見を聞くことなどによって地域の実情の把握
に努められ、区割り案を作成したものと承知いた
しております。

また、今後の選挙区の改定に当たつても、審議
会からは、設置法の規定に基づきまして、地域の
事情を考慮した適切な区割り案の勧告をして
いただけるものと考えております。

○加藤(卓)委員 ただいま人口制ということ
で、人口が多くなるとほとんどの投票に行か
ない地域もあるように思ふので、投票率も
とつと勘案しないといふのが、こう思ふ
わけだと思ひます、投票しないということも要
するに意思表示だということでしたら、選挙に
行つて白票を投じることの方がはるかに意思表
示にかなうと思ひます。

オーストラリア等では、投票しなかった人は罰
せられるという制度があると聞いております
ので、ひとつ投票にみんなが行くような国民運
動もぜひ展開していただかないかと思ひ
ますので、自治省、この辺も、ただお役所的な発
想でなく、いろいろな制度をよく参照の上、この
辺に留意していただきたい。決まった以上は、投
票率をぜひ上げていただいて、民意が反映する
ようにする運動の展開もやっていただけたら
か、自治省、いま一度お願いしたいと思ひ
ます。

○小林(守)政府委員 御指摘の点については、大
変重要なことでございすので、今後十分に検討

させていただきますと思います。
○加藤(幸)委員 次に、政党助成金について一言お聞きしたいと思います。

政党助成が行われるということは、私は、非常にこれもまた画期的なことではないかと思っております。このように思っている者の一人ですが、ただ、政党助成金というのも税金で行われているので、この透明度とか、非常に公明性をぜひあしめていただいて、まあ会計検査院が入るのはいくつかあると思いますが、政党助成を受ける以上は、公開性だとかそういうものを非常に国民にわかりやすいようにしていただきたい、こう思う者の一人でございますので、ガラス張りにすべきだと思いますが、与野党の提案者の御意見をお聞きしたいと思います。

○山崎(拓)議員 このたびの選挙制度改革は小選挙区比例代表並立制でございますから、いわば政党中心の選挙になっていくことでございまして、したがって、政治資金の調達あるいは流れにつきましては政党中心になっていくことは、これは必要なことではないかと考えるわけでございます。

政党の活動は、これは政策の有権者に対する徹底でございますが、あるいは政党の理念もそうだと思いますけれども、そういう周知徹底せしめること、また有権者の方も情報を得ること、これはお互いに必要なことでございまして、政治にかかる資金のコストをどうやって調達するかということになっていくと思います。

加藤委員御指摘のとおり、このたび政党助成の制度が採用されましたことは画期的なことだと存じますが、それに伴いまして、国民の血税でございますから、その資金がどういふふうに使われるのかということにつきましては、透明性の確保が十分に得られるように努力することは当然のことではないかと考えております。

○笹川議員 加藤先生にお答えいたします。政党助成金についてでございますが、御案内のように、初めてこういう制度で国民の納税したお

金が政党に助成される時代が来まして、私個人としてはまことにありがたいと思っておりますし、これを将来ともやはり充実していくことが一番いいんじゃないかな。

そのかわり、税金でありますから、使途の透明性、これはもうもちろん大事であります。同時にまた、政府あるいは行政官庁が政治、政党に余り干渉しない、これがやはり必要であります。また、干渉されないからといって自由にしても、これは国民の監視があるわけでありますから、そういう意味では、これから先も、なるべく納税者の皆さん方の御理解が得られるような形に、まさに改革は続けていかなければならないんじゃないかなというふうに考えております。

○加藤(幸)委員 関係する議員の方たち、非常に長い間御苦労さまでございましたが、ここで一つの大きな節目が来るわけでございます。政治家の責任は大変重いとありますが、先ほど申し上げたように、国民の意識改革にもつながっていくかなと新しいすばらしい日本がでないんだ、こんなふうに思うわけでございます。

新聞 テレビ、そういう方面に關係する皆さんの御後援もいただきながら、これを貫いていきたいなというよりも、ぜひひとつ完結させていきたい、こう思う者の一人として、先ほど申し上げたように、やはり腐敗防止法という形の中で、政治家の罪も大変重く、また責任も大変重要とされるわけでございますが、連座制の強化という形の中で、法律を知らないでそのまま連座制につながるというふうなことがないか、これをまた国会での大きな責任だ、こう痛感するわけでございます。

先ほど私申しましたが、公務員の中でも、そんな法律があったのかとある自治省の役人に言われました。私は、これは法律でできているよと言った。あんなに法律がどんだんだんできていくから、分野が違えば、専門分野以外ではなかなか理解できないし、また知らない分野もあると思っておりますので、この法律がどんだんというこ

とを大枠で、私たちは古い過去にある法律の中で十二分に守れるものを再度ここで強化し確認されたいわけでございまして、その趣旨徹底を、政治家のためでなく、国民のためにぜひひとつこれをPRしていただいて、今度の改革が一政治家の政争の具に使われないよう、政治手段の政争の具に使われないようにぜひこれをしていただきたい。

これを一国会議員として、この政治改革関連法案に關係した者の一人として、委員長初め皆さんに感謝を申し上げながら、私の決意ともいたしながら皆様にお願ひするわけでございます。ぜひひとつ、すばらしい政治改革ができるよう心から念じております。

以上で終わります。

○松永委員長 次に、熊代昭彦君。

○熊代委員 岡山一区選出の熊代昭彦でございます。三法案について御質問させていただきますが、三法案の具体的な中身に入る前に、それが当然の前提としていくことにしましてお伺いしたいと思います。

我が国の選挙制度は政治腐敗が大変に問題になっておりますけれども、あるいは問題になるばかりではなくて、絶望的であるというふうに出てくる人あるいは考えている人もあるようでございまして、御承知のようにイギリスも百年前には大変に腐敗の選挙があったというふうなことでございまして、それを改めていって、今日い

わば理想的な制度のようになっておりますイギリスの制度ができたということでございます。私どもも一歩一歩改革を進めていけば必ず理想的な選挙ができるに違いないというふうなふうに思っております。

今回の改正もあるいはこの三月の改正も、その理想に向かっての一里塚であったというふうなふうに思っております。大きな一歩でもありましたと、長い長い歴史で見れば一里塚であるというふうにございまして、さらに理想に向かって進む

ためには、まず、理想的な選挙というのは一体いかなる選挙であるのか、どういふふうな考えてこれらの法案を考えたか、その前提についてお伺いしたいと思うのでございます。与野党及び自治省、三者それぞれについて御見解をお伺いしたいと思っております。

○山崎(拓)議員 理想的な選挙、いろいろな角度からとらえられると思いますが、このたびは選挙腐敗防止法という形で提案をさせていただいております。

清潔な金のかからない選挙が行われるようにどうしたらいいかという観点から種々検討いたしました。必ずしも罰則の強化によりまして候補者の姿勢を正し、あるいは運動員の姿勢を正すということが本当に正しいことであるのかどうか問題はあろうかと存じますけれども、一歩でも理想選挙、いわゆる清潔な金のかからない選挙に近づいたためにこのような提案をさせていただきました次第でございます。

○北橋議員 議論の前提となる理想的な選挙をどのように考えるかということでございます。

これにつきましては、公職選挙法の第一条にも明文されておりますが、「選挙人の自由を表明せる意思によつて公明かつ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする」と書かれていくわけですが、理想的な選挙というのは、まさにこの条文の精神が完全に生かされる選挙だと思います。

具体的には、今与党側からお話ございましたように、清潔で腐敗のない選挙であること、また、それに敷衍いたしまして、一票の価値が等しくなるということも当然理想だと思いますし、また最近では、選挙には行かない、支持する政党がないという方が四十数%、民主主義そのものに参加をされない方もふえてきている、こういった状況もやはり改革をされるべき問題だろうと思っております。

○小林(守)政府委員 何をもちいて理想的な選挙制度とするかについては大変難しい問題かと思いま

すが、政党政治という現実を考えると、基本的には、政権の獲得、政策の実現を目指して政党間の競争を中心とした選挙が行われるべきものと考えております。今回の選挙制度改革は、このような政策本位、政党本位の選挙の確立を目指しているものと認識しております。

○熊代委員 三者それぞれに御見解をお伺いいたしました。今回の提出法案にもございまして、腐敗のない清潔な選挙ということに力点を置かれての御説明が多かったというふうに思いますけれども、当然のことではございしますが、選挙は国のリーダーを選ぶということではございまして、国を愛して、そして世界及び日本の将来に対して先見性のあるビジョンを持った政治家を選ぶ、あるいは政策立案能力のある政治家を選ぶ、さらに実行する力も当然必要でございすけれども、そういうことも当然理想の選挙の中に含まれてい

るものであろうというふうに思います。とりわけ我が国は代議制度でございすので、総理大臣の選出が国会議員による選出でございすので、国のリーダーそのものも衆参議員の選挙によって選ばれるということではございすので、そういう国民の真の代表たるにふさわしい代表が選ばれるということが、公職選挙法及び選挙関連法案の最大の眼目であろうというふうに思っております。その中で、お金による腐敗とかそういうものが正当なリーダーを選ぶということに対して阻害要因になってはいけないということとで、腐敗防止ということであろうというふうに思っています。

それで、国のリーダーを選ぶ、我が国のためにふさわしい、あるいは世界のためにふさわしいリーダーを選ぶという観点からしますと、公職選挙法というのは必ずしも十二分に工夫されていない面があるんじゃないかという気がします。そのような観点から自治省さんにお伺いしたいわけではございすけれども、これまでの選挙関連法案におきましてどのような制度的な工夫がされてきたかにつきまして、御説明をお願いしたいと思

います。

○佐野(徹)政府委員 公職選挙法を主管しております自治省の立場といたしまして御答弁をさせていただきますが、特に選挙運動につきましては、その方法だとか場所だとか時期、こういった点につきましましてさまざまな規制が設けられておるの

は、これは事実でございすけれども、この趣旨は、選挙が財力等によりましてゆがめられることがなく、公正な選挙によって有為な人材が選出されるように、こういった観点から設けられているものと理解をいたしておる次第でございす。このような規制の一方で、金のかからない選挙を実現し、候補者の機会均等を図るため、選挙公営制度が設けられているわけでございまして、この公営制度につきましまして、漸次その拡充合理化も図られてきておるところでございす。今回の制度改正におきましても、この三月に成立をいたしました公職選挙法の改正、これらにおきましても、候補者個人に加えて政党にも大幅に選挙運動を認める、こういったようにいたしておりますけれども、今後の問題につきましましては、この選挙運動の規制のあり方だとか選挙公営のあり方、こういった点につきましましては、選挙の実態等も踏まえまして、引き続きまして総合的に検討されるべき課題である、こういうふうに考えておる次第でございす。

○熊代委員 自治省から事務的な御説明をいただきましたけれども、いかなるリーダーを選ぶかということは、この三月に改正された小選挙区並立制がいのか、中選挙区がいのか、そういう観点も含めまして、選挙制度のあり方も含めまして非常に大きな関係があると思

います。政策本位の選別をするのはいのか、政策及び人物で選ぶのはいのか、いろいろあると思いがすが、三月改正を含めた今日までの状況に照らしまして、ただいま自治省さんから事務的な御説明をいただきましたけれども、腐敗防止二法の提案者であります与党の代表の方、そして野党の代表の方からも、すぐれたリーダーを選ぶという観点

からどのような工夫がされているか、これは感想的見解で結構でございすので、ぜひ一言お願い申し上げます。

○山崎(拓)議員 このたびの新しい選挙制度は政党中心になりますので、有権者の皆様方も政党を選ぶという傾向は強くなると存じます。したがって、委員のおっしゃるような、日本のトップリーダーをその中からまた選んでいくという議院内閣制度に照らしまして、こういう新しい選挙制度がうまく機能するかどうかという御疑問があったかと存じます。

確かにそういう問題は存在すると存じます。政党自体が候補者の選考に当たりまして、その中から国のトップリーダーが選ばれるんだという観点を十分中心に据えまして、立派な候補者を選んでいく努力が必要ではないかと存じます。

○北橋議員 政治改革四法で選挙制度を変更することになるわけですが、これは言うまでもなく、政党・政策本位で政治家を選んでいく制度に変えていくという意図から出ております。こういった制度の変更に伴いまして、必ずやすぐれた政治家が選出されまして、今日の議院内閣制のもとで世界のリーダーたる首相が選ばれてくるもの、このように信じております。

○熊代委員 御見解を承りましたが、これは小選挙区で行う場合には、小選挙区のサイズ、どれくらいの人口、どれくらいの有権者で行うかということもかわりがあると思

います。この点につきましてもまたお伺いしたいと思いがすが、政治腐敗の話にもう一度返りまして、腐敗防止二法案が出ておりますので、腐敗防止に重点を置きまして、これまで何度か議論されたと思いがすが、もう一度念のために御説明をお願いしたいと思いがすが、これまでの選挙ではどこが理想的でなかったかというふうに考えるかにつきまして、御見解を賜りたいと思

います。与党、野党、自治省、三者についてお願い申し上げます。○山崎(拓)議員 これまでの選挙制度のどういった点に問題があったかという点につきましてはさ

ざまな議論がございまして、よく指摘されております点は、中選挙区制度の場合、同じ党から候補者が複数出るという事態にございす。

したがって、政党中心とかあるいは政党が持つております政策中心とか、これは同じ政党でございすから同じものであるという前提に立ちまして、有権者の皆様方が候補者をその政党の中から選択するときに、政策中心ではなくてサービ

ス中心になる傾向がややもすればあった。したがって、そのサービスのためのいわゆる選挙資金が使われることによってそれが腐敗選挙につながった、そういう傾向があるということがしばしば指摘されてきたと存じます。このたびの小選挙区制度の導入によりまして、その点が政党中心に切りかえられていく。同じ党から一人しか立たない制度でございすから、そういう弊害が改められると存じます。

(委員長退席、自見委員長代理着席)

○北橋議員 これまでの選挙でどこが理想的でなかったかということではありますが、一つは、この腐敗防止にかかわる制度そのものにもやはり前進をさせるべき課題があったということ、それから選挙制度にあったと思っております。

選挙制度で、中選挙区制がどこに問題点があるかについては、これまで国会あるいは院の内外で議論されてきておりますが、私も、その中で重要な議論として指摘された中に、今の中選挙区制のものは、同一の政党から複数の候補者が多々立候補してございまして、政策の違いがないこととから、いわゆる冠婚葬祭等のサービ

く、小選挙区にすることによって相当程度は正されるのではないか、このような議論があったものと承知をいたしております。

そういった意味では、今回選挙制度の変更によりまして、人間のつくる制度でございまして、完全無欠なものであるかどうかはこれからの試行錯誤にまたねばなりませんけれども、相当程度選挙制度に伴う弊害は是正されるものと思っております。

なお、選挙の腐敗防止にかかわることでございますが、これは本会議で保岡議員もお答えしているところでございますが、日本にはやはり伝統的贈答文化を基礎に、どうしてもお金のかかる日本型選挙運動というものが社会にかなりしつかりと根づいておられるのではないかと、こういう指摘を私も感じております。そういった意味では、今回の腐敗防止制度によりまして、候補者も運動員も、みんなが絶対に買収、供応をしないといけないというみずからの努力によって、相当程度改善されるものと信じております。

○小林守政府委員 既に与野党の答弁者の方から触れられておりますけれども、同じように、現行の中選挙区制度のもとでは、同一の選挙区で同一の政党の候補者同士が打ちあがり、選挙は政策競争というよりは候補者個人間の競争にならざるを得ないという要素を内在しております。このことが、候補者個人を中心とした政治資金の調達等に関連して、政治と金、選挙と金をめぐるいろいろな問題を生じさせる大きな要因になっているものと認識しております。

○熊代委員 それぞれに御見解を賜りまして、ありがとうございます。

私の質問がちょっと不十分な点もございました。これまでの選挙と申しますと、これまで実際に行われた選挙ということになります。三月改正を含めて小選挙区比例代表並立制が実現した後で、なおかつ問題がどれほどあるだろうかということ、これは想定になってくるわけでございますけれども、そういう面についても、恐縮で

はございますが重ねてお伺いしたいと思います。

政策本位の選挙になれば冠婚葬祭選挙にならないんじゃないかというお話でございますけれども、社会主義体制が崩れて保守二党に取れんざれつつあるやに見える状況でございます。余り目に見える政策の変化はないのではないかと、今の現状でございます。それで、冠婚葬祭に本人が行って、社会通例上のものは結構だということであれば、これは結構ということでございます。しかも今までの選挙ですと、一五％もあれば大体大威張りで、大威張りかどうか分かりませんが、立派に当選したわけでございますが、今度五〇％前後とらなければならぬ。票数にしますと、私の選挙区で考えますと二倍、まあ私は得票が低かったのでもう二倍、まあ私は二倍から二倍弱ぐらいとらないと当選しないんじゃないか、そういうことがございます。

そういう中で、政策はほぼ似通っている。政党にとつてみればそれは違いますが、それがないけれども、有権者の目にとつてみればよくわからないというふうな状況になってまいりました。しかも非常に多くの人の、過半数ないしは過半数に近い人の支持を得なければならぬというときには、従来よりももっとサービス競争が激化するのじゃないだろうかという心配がございまして、激化させてはいけないわけでございますけれども、心配がございまして。

ですから、何をやっていいか、何をやって悪いかわということが必ずしもはっきりしないところもございまして。冠婚葬祭はもう一切行っちゃいけないということになります。これはまたはっきりしてまいりますが、しかし、これは通常の常識の範囲内ならば結構だという話になります。なかなか大変であろうと思っております。

こういう事態を踏まえまして、小選挙区並立制に既になっておりますので、その上に法律改正を御提案いただいておりますので、まことに恐縮でございますが、この現状の上にもう一度、何が問題であるかということをお話しただけ

ればありがたいと思っております。

○山崎(拓)議員 熊代委員の御質問、どうもみずからほとんど御答弁おっしゃった感じがいたすわけでございますが、小選挙区制度になりましたことは、政党中心、政策中心の選挙に切りかえていこう、こういうことでございまして、現実冷戦期になってなくなっております。そして、これから出来るであろう二大政党、あるいはそれ以上の数の政党になるかも知れませんが、その政党間において政策上の違いが余り考えられないということが予測されます。現実には自民対旧自民という戦いが行われる場面も多からうと存するわけでございます。その場合に、一体どうやって候補者の差別化をするかということになります。有権者にとりましても大変難しい問題がそこにあるのではないかと考えます。

しかも、五〇％とらなくては当選できないというところにも二人の場合なるわけでございます。今までは一〇％台で当選をいたしておりましたが、それが五〇％を超える得票を目指すということになれば、しかも政策間に相違がないということでありました場合に、先ほども御答弁申し上げましたが、どうしてもサービス競争に陥るおそれがあるのではないかと。

その一例といたしまして、冠婚葬祭ということをおっしゃいましたが、冠婚葬祭等につきまして、これを厳しく規制することがさきの選挙法の改正で行われたところでございます。しかし、本人が冠婚葬祭に行きまして、社会的慣習に照らしまして問題ない金額を出すということは認められておると承知いたしております。そうなりますと、これも雑談で聞いた話でございますが、これから候補者本人が専らみずから小選挙区に埋没いたしまして冠婚葬祭の出席に専念するということがあり得るのではないかと、これは雑談でございますが、耳にしたことがございまして。そういう予測される弊害をどうやって改めていくかということは今後の検討課題だと存じます。

が、当面、とにかく選挙運動におきまして、過剰なサービス競争が行われないように、つまり買収、供応等の金銭によるサービス競争が行われないように何とか法律でもこれを規制してまいりたいと考えてまして、このたびの連座制の強化を中心とした選挙腐敗防止法を提案させていただきます。

○北橋議員 熊代先生の御指摘は、政策に現在の政党間に余り差異がないのではないかと、それから小選挙区になるとむしろお金のかかる選挙になるのではないかと、この二つの御指摘が前提にあるのかと思っておりますが、私も、今、統一会派改革をつくりまして、全員が新党準備会に入り、そして立憲宣言、基本政策を立案中でございますけれども、私も、私どもは、政策の違い、隔たりというものが乏しいとか、ないとかというふうには考えておりません。

基本的に、日本を世界のリーダーとなる国として繁栄させるためには、政治手法やあるいは行政との関係、あるいはその基本政策の方向につきましても大きく変えていかねばならない点があると思っております。まだ検討の段階にございまして、でつまびらかにできないわけではございませんが、基本的には、そういった政策面、政治の基本姿勢について明確なる対比いたしますと、国民の皆様方から御理解いただけるような姿勢を出せるものと信じておるところでございます。

なお、選挙制度が変わって区域が小さくなりまして、一人しか当選できませんので、かえって熾烈な選挙戦になるのではないかと、組織ぐるみのいわゆる買収その他が行われるのではないかと、懸念も確かに一部あるところでございまして、私も、それを一掃していくために、今回革命的な改正をしまして、この選挙制度の変更とそれと併せて先生のおっしゃる、腐敗防止の確立によって先生の御懸念は払拭されるものと思っております。

○小林(守)政府委員 新しい選挙制度のもとでは政党間の、そして政策の争いが熾烈に展開されることになろうかと思いますが、もとより政党同士が、そして政策をもとにして競い合うということは本来の政党政治の基本だろうというふうに考えております。

ただ、国民の政治意識とか、さらには政治家個人の倫理観とか、そういうものにも影響をされる部分は残っておるわけでありまして、そういう点で、さまざまな規制のあり方とか、さらには選挙の公営化等の問題について総合的に検討すべき課題であらう、そのように考えております。

○熊代委員 重ねて御見解を披露していただき、ありがとうございます。

私自身は、政策本位の争いということとにも、やはり政策をつくる政策集団であります政党というものは個人の固まりでございまして、個人の資質、個人の正直さとか、個人の人格的なインテグリティとか、そういうものが極めて大切であらうと思っております。小選挙区では、そういうものをしっかりと選んで有権者の方々に見ていただく。それとともに、御回答にもございましたように、候補者個人の倫理的な決断と実行ということが極めて大きな要素であらう。選挙民の方々の民度の変革も大切だろうと思っております。

そういう意味で、腐敗防止のためにもいろいろなことをお願い申し上げたいと思うわけでございしますが、今回の改正を一里塚としまして、さらにいろいろ御検討をお願いしたいと思うわけでございますが、今回の改正案自体非常に大きな一歩であるというふうに考えているところでございます。

次に、やや具体的なことをお伺いしたいと思います。現在の法律で法定選挙費用でございしますが、どのように現在定められているのかというのが第一点でございます。

そして、これは既に出しましたわけでございしますが、重ねてお伺いして申しわけございませんが、現行、実際に行われていることとかなり乖

離しているのじゃないかという批判も聞かれます。具体的に申し上げれば、法定選挙費用が少な過ぎて、その範囲内でやれないというふうに言っておられる。まあ正式には言っておられませんが、陰の声として言っておられる方もあるやに聞いております。

他の外国の状況を見ますと、アメリカ及びイギリスについて、これもおわかりになる範囲で御説明を加えて御答弁をいただきたいと思っておりますが、私どもの理解している限りでは、米国では出入りを透明にいたしまして自由である。金額に制限は設けないけれども、出入りを極めて透明にいたしまして自由にしてしまう。そうしますと、テレビの広告合戦で二十七億使ったとか使わないという報道が最近ございましたけれども、そういう弊害もございすけれども、とにかく自由にして透明にしてみんなに見てもらおうというのが米国方式ではないか。一方、イギリスの方は極めて厳格にこれが実施されておりました。日本に比べてもはるかに少額である。この実態も御説明いただきたいわけでございますが、それが極めて厳格に行われているというところでございます。

これに照らしまして我が国の問題は、もう一つ事実をお伺いしたいわけでございすけれども、法定選挙費用をオーバーしたということで警察から告発された事例があるかどうかというところでございす。そして今後の方針といたしまして、アメリカ型ないしはイギリス型、両極端にベクトルがありまして、我が国がこの辺にあるとしますとどっちかに動かなければならぬのじゃないかという気がいたしますが、これについてどのように考えられるか、御見解をお伺いしたいと思います。

○佐野(徹)政府委員 いろいろな点から御質問をいたしたいわけでございすけれども、順次お答えを申し上げます。

法定選挙費用につきましては、公職選挙法の百九十四条によりまして、恐らく衆議院議員の選挙についての御尋ねであると思しますので、衆議院

議員の選挙につきましての選挙運動に関する支出金額の定めを御紹介申し上げます。これにつきましては、法律では、当該選挙区内の議員の定数をもって公示日におけるその選挙区内の選挙人名簿登録者数を除して得た数に人数割額を乗じて得た額と固定額とを合算した額を超えることができないとされております。非常にかたい書き方でございすけれども、要するに固定的に要する経費とあとは有権者の数にある程度比例する経費、こういうふうに分けて政令で定める、こういうふうになっておるわけでございます。

なお、今回導入することとしておりますこの小選挙区の選出議員の選挙につきましては、定数が一になりますので、今回の改正されました法律ではこのところは、公示日におけるその選挙区内の選挙人名簿登録者数に人数割額を乗じて得た額と固定額とを合算した額を超えることができない、こういうふうな定められておるところでございます。

それから、法定選挙費用の見直しと申しますか、実態との関係につきましては御指摘がございましたけれども、これは先ほども加藤委員にも御答弁させていただきましたように、これにつきましては物価の上昇等を踏まえて従来から随時見直しを行ってきているところでございまして、平成四年十二月の緊急改革の際にも昭和五十八年以来の引き上げを行ったところとございまして、その改定幅は選挙ごとに若干の相違がございすがおおむね五割から七割程度の引き上げとなつておるところでございます。

それから、この法定選挙費用関係につきましては、法律の規定では、各候補者はこの制限額を超えて支出できない、こういうふうになっておりまして、これを超えて支出した場合には、出納責任者に罰則を科するとともに候補者の当選を無効とする、こういう規定がございす。

なお、この法定選挙費用制限違反で有罪とされた例、これにつきましては御質問がございましたけれども、近年におきましてこの規定違反で有罪

とされた例につきましては、私も自治省といたしましては把握はいたしてはございません。

それから、外国の、例えばアメリカの例等を御提案いただきましたけれども、アメリカの選挙制度と日本の選挙制度ではいろいろな点で異なっている点もございす。例えば、御提案のようにアメリカのような支出限度額を設けないということにいたしますとすれば、現在の日本の公職選挙法は各種の選挙運動手段等につきましてもいろいろな規定がございす。また公営との関係がどうするかとか、そういったいろいろな問題がかかわつてまいります。要するに、選挙のあり方の基本にかかわる問題、こういったこととかわつてまいりますので、事柄の性格からいたしまして、これらにつきましては各党各会派でも御議論いただければありがたいと思っております次第でございます。

○大島議員 先ほど加藤委員の御質問も同じような御質問がございましたが、今熊代さんからいろいろ御質問があったアメリカ型かイギリス型かと問われれば、やはり目指しているところはイギリス型だろうと思っております。

それは、地政学的に見ましても私もアメリカとは客観的に大変大きな違いもございすし、あるいは先ほど贈答文化みたいなこともお話されましたが、そういうふうな政治文化というのがもしあるとすれば、かなりそれらも違う。そういう中であつて、私も今目指したものはまさに、何回も申し上げますように、候補者及び候補者たらんとする者が率先して金をかけない選挙をやっていくというふうな、その運動のリーダーになる義務をまずもつと強く課するということが今度の腐敗防止法の私は原点だろうと思っております。

そういう観点から、先ほどもちよつと申し上げましたが、百八十七条一項に既に、あらゆる選挙運動は出納責任者に届け出、出納責任者が管理しろ、こう書いてあるわけですから、それをさらに徹底するために実は私どもの与野案を出したということでございます。この点については野党

案と残念ながら違ふ点でございまして、いろいろ与野党の意見調整をしながら合意を見つめるべく努力をしたいと思ひますけれども、いずれにしても、新しい選挙制度、政治改革という実を上げるためには、私も有権者の皆さんも、このねらわんとするところを理解していただいて、一体となってやっていかないと、このように思っております。

○保岡議員 熊代委員の、法定選挙費用を守ることも大いに選挙浄化のために大事なことでないだろうか、こういう趣旨の御質問だと思いますけれども、現状の法定選挙費用というものはなかなか守られていない実態にあるのじゃないかという懸念があるわけで、その点、アメリカ型の法定額を決めないで支出を明確にして、それについて国民や政治家同士の戒めというのですか、あるいは弾劾の機会を保障するという制度がいいのか、イギリス型のようにきちっと法定選挙費用を守らせる、連座と結びつける厳しい措置をもって選挙浄化を図っていくのがいいのか。これは、日本はどちらかというとイギリス型の方でいったらいいのじゃないかと思うのですが、今回の腐敗防止の連座制の強化の際に、実は法定選挙費用外支出あるいは違反について連座をかけるということまでいたしませんでした。

それについてはもう少し、公営選挙がどの程度保障されるか、そして我々候補者や有権者が一緒にする選挙にどういう費用をかけることが公正であるか、そういうことについてきちっとした実証的な研究をして、それから仕組みをつくらせて法定額を決めていかないと、いきなり連座にかけるのはいかなものか、こう思ったわけでございしますが、今後の大きな検討課題の一つだろうと思っております。

○熊代委員 どちらかというとイギリス型の方がより理想的ではないか、そちらに近づいていくべきであるという御見解をいただきました。与党、野党、双方からいただいたと思いますが、私もそのとおりだと思います。

先ほどの質問の繰り返しになりました恐縮でございますが、自治省さんから、イギリスの選挙費用の上限とその規制の実態、そして告発、有罪、そういう司法上の取り扱いの実態につきまして重ねて御説明をお願い申し上げます。

○佐野(徹)政府委員 ちよっと手元に正確な資料を持参しておりますので、アバウトな言い方で恐縮でございますけれども、イギリスの法定選挙費用は、非常に為替レートが、円が高くなってきたり下がってきたりしますと、百二十万円程度ではないかと承知をいたしております。

それから、私も承知しております限りでは、最近、この関係につきまして、法定選挙費用違反ということについてはイギリスでは余り例がないのではないかな、こういうふう聞いておるところでございます。

○熊代委員 イギリスの法定選挙費用は、現在の為替レートでは百二十万円程度である。極めて低いわけでございまして、我が国よりも一けた以上低いということでございます。そして、それに違反した事例が恐らくないということで、最近はないということなんだろうと思ひます。しかし、歴史をさかのぼれば恐らく違反がございまして、告発があつた、有罪があつたということであろうと思ひます。我が国の方もいろいろ研究しまして、これは余り形式的にやりますとまた問題ございまして、今後の検討課題としてお願いいたします。

それでは、次に参りまして、これも提案理由説明あるいは繰り返し質問があつたところと思ひますけれども、審議中の与党法案及び野党法案は、主としてどのような客観的な効果をねらつたのか。組織選挙を規制しまして、組織の管理者、中間管理者も含めましての管理者を連座制とするというところでございまして、それは主としてどのような効果をねらつたのか。繰り返しになりました恐縮でございますが、もう一度御説明をお願いできれば幸いです。与党及び野党、それ

ぞれについてお願い申し上げます。

○前原議員 審議中の与野党両案、主としてどのような効果をねらつておられるのかという御質問でありますけれども、今回、小選挙区比例代表並立制ということとさらに厳しい選挙になるということから、この法案の目玉というのは、腐敗防止の強化であらうかと思ひます。

現行の腐敗防止策というのは、選挙浄化の努力をしなかつた候補者自身というのに対する制裁というよりは、むしろ、いわゆる総括主宰者、出納責任者、地域主宰者あるいは親族、秘書というのが買収行為などで法を犯して行った選挙そのものの客観性、公正さというものが失われている、そういうところで選挙そのものの公正さというものを回復するために当選無効というものが行われておるところでありますけれども、今回の腐敗防止策においてはそれにプラスをいたしまして、いわゆる組織選挙運動責任者というふうなものも連座の対象に含めまして、それは、政治家あるいは候補者本人がそういうものまで注意をしなかつた場合においては、その政治家の責任まで含める。

つまり、今までは政治家本人の責任というよりも選挙そのものの公平性という観点から連座が科されてたわけでありますけれども、今度は候補者本人も相応の違反を出さない努力をしなければいけないというふうな点に踏み込んで、選挙を行う候補者本人の責任を問うというふうなところにあると思ひますので、今回の審議中の法案というものは、候補者の自覚をより促したというところで大きな違いがあるというふうに認識をしております。

○北橋議員 今回の選挙の連座の対象となるものの範囲を組織的選挙運動管理者等に拡大することによりまして実効が上がってまいりますと、これは日本の政治風土そのものを一新するだけの大変革的な変化をもたらすものではないかと期待をいたしております。

それと申しますのも、買収等の行為を行つて禁錮刑以上に処せられた場合に、候補者がそれを防ぐための相当な注意を尽くしていない限り、候補者は当選無効あるいは立候補制限という厳しい制裁が科せられるわけでございまして、これによって候補者も、それから選挙運動の過程で応援をしていただける末端の責任者の方々も、みんなが買収、応答等の行為をしないように、選挙浄化の努力を最大限されるものと期待をいたします。

こういったみずからの努力によって選挙腐敗を克服せざるを得ない環境ができる、そういうメカニズムをつくるということでございまして、このような厳しい連座制の強化というのはイギリスの制度の教訓に学んだものでありまして、これが合理的で著しい効果を持つことは、イギリスにおいても歴史的に証明されているものではないか、このように思っております。

○熊代委員 候補者本人がみずからの陣営に対しまして、それも非常に幅広い、支援企業、支援労働組合あるいは支援宗教団体も当然含まれるんだらうと思ひますが、そういうものに対して徹底して、買収だの応答だのしないであらうと、選挙とはこういうものだという従来の変な常識があるようなところで候補者が新しい革命、改革を起こすべきであるということございまして、大変に重要なアイデアを含みました御提案であるというふうに思ひます。けれども、ぜひそのような趣旨に従ひまして本法案を成立させて、実施していくべきであらうというふうに思ひます。これも既に繰り返し出された問題でございます。

それとともに、また個別案件を個々具体的に洗わなければいけないというふうにお答えがあるかも知れませんが、いざいざにいたしましても公職の候補者と意思を通じて組織により行われる選挙運動が連座対象にされるということでございまして、「意思を通じて」ということが非常に重要な犯罪構成要件になっております。それは、先ほど申し上げましたように、個々具体的に洗わな

ければわからないというのは現実ではございませうけれども、しかしこの段階におきまして、具体的にはこういうことだ、具体的にいいますか抽象的表現にすればこういうことだという幾つかの要件を列挙していただいた方が、それを議事録にとどめていただきたまいて知らしていただいた方がやはり実効が上がるのではないかと、思うわけでございします。

そういう観点からあえてお願い申し上げたいわけではございますが、どのような場合に意思を通じていって判断し、どのような場合には意思を通じていって御見解を与党及び野党双方についてお伺いしたいと思ひます。

○前原議員 「意思を通じて」というお尋ねでございしますが、この概念は現行の連座制にもある概念でございまして、もちろん議員御了解のように、選挙違反あるいは個々の犯罪を犯すということとを「意思を通じて」ということとやなくて、いわゆる選挙運動を行つてもらうというふうなことに、意思を通じていってというふうな意味であるということでございます。

議員御指摘のように、それぞれ個々の事例によつて判断をされなければいけない部分がございますが、概略として申し上げられますのは、いわゆる直接間接にせよ、ある程度後であるいはその場においてもそれが認識ができた、つまり、候補者が直接あるいは間接に選挙の依頼をしたということが明確になった場合には「意思を通じて」というふうな範疇に入ってくる。しかしながら、暗黙の相互の意思疎通もなく単に見て見ぬふりをするとかそういう場合においては、これは「意思を通じて」というふうな部分については消極的に解釈をされるべきではないかというふうに我々は考えているところであります。

具体例を挙げろということではございしたもので、また御指摘があれば幾つでも挙げさせていただきますつもりでございますけれども、例えば具体例を申し上げますと、公職の候補者等が直接には会

社に出向かずにその秘書が会社と交渉して会社から選挙運動をする旨の約束を取りつけてきたときに、公職の候補者と会社との間には、それだけで選挙運動についての意思の連絡があったと言えらるかどうかというふうなところについて具体例を説明をさせていただきたいと思ひますけれども、意思の連絡については、暗黙の意思の連絡があると言えらるために、具体的な事実関係のもとで明示の意思連絡がなくとも、選挙運動をすることについて相互の了解があるというものが認められる事情があることが今回の連座の性格及び効果からは必要であると考えられているところであります。

今申し上げたような具体例の場合においては、秘書が会社に出向いたときに、公職の候補者と秘書の間でそういう意思のやりとりがあったのか、具体的な指示あるいは暗黙のものにしてもそういうやりとりがあったのか、あるいは秘書と会社との間にどういうやりとりがあったのか。つまり、会社の責任者に対して個人としてお願いをしたのかあるいは組織を挙げて行つてもらふようにお願いをしたのか、そういうところがいろいろと判断をされて、今回の連座の強化の対象になります組織の選挙管理者がもし買収を行つたときに連座の対象になるかどうかということは、そういういろいろな関係を具体的に検証した上で判断をされるべきだということに思つております。

一つ例を申し上げますが、もしほかの場合もどうかということであれば、追つて御報告をさせていただきます。

○保岡議員 今前原提案者から御説明があったとおりでございますが、「意思を通じて」という言葉は現行の連座制にも使われている文でございします。要するに、選挙運動について相互に認識をし、そして了解し合つていってという関係が必要でございします。これは、要するに候補者に当選無効とかあるいは一定の立候補の資格剥奪とか、政治生命に直結する重大な効果を及ぼすための要件

というかメルクマールでございしますから、候補者等とそれから選挙運動組織の総括者との間で今申し上げたような意思の連絡が不可欠であるという認識になつていっていただきたいと思います。

そういう意味で、この意思の連絡の中には、選挙運動を組織体が行う場合、どういった組織体であるかというふうなことも意思の連絡の一つの重要な内容になつておりますので、どんな会社でどんな運動をしていただく余地があるかというふうなことに、ある程度具体的な認識が必要だ。そういう認識を前提として、後に出てくる相当な注意を怠らなかつたときという認定において、どの程度の注意の努力をしていれば免責されるかということが、その後重要な、免責要件としてこの制度の重要な柱になつております。

そういうこととの相關関係を考えて、どういふときに候補者にそういう注意義務が発生するかの重要なメルクマールになつていよう点を考えて解釈をする。まあどういふ解釈をしなればならないかについては今前原委員がある申し上げましたので、私からは、以上基本的な精神というものが触れてお答えをさせていただきますと思ひます。

○熊代委員 次に、野党御提案の案では重複立候補者に係る連座制の強化が落ちていふというふうな理解しておりますが、これは重大な欠陥ではないかというふうに思ひますが、いかがでありますか。

○保岡議員 今熊代委員が御指摘の点は、与野党の案の相違点の一つでございます。

昨日までに両提案者の代表の者が協議会で話し合ひをしまして、昨日の夕方までに一つの案を取りまとめで、それぞれ今持ち帰つて、自分の本国というんでしようか、提案した各党各会派の了解手続をとつていかに聞いております。

その際に、我々は与野党に御指摘の点は譲りませんでした。もともと提案した当時は、別個な選挙であることとか、連座は非常に重大な政治生命にかかわる効果を生ずるだけに、それはもう必要最小限

度にとどめるべきだ、したがって小選挙区の候補者の当選を無効にし資格を剥奪すればおのずから比例の当選の地位をみずから維持できるような環境に置かれないう、そういうことで、そこまです法の効果で規制しなくても目的は達成できるのではないかと、この観点から比例の当選の無効を実は連座の効果から外したわけではございますが、国民の常識に沿わないという御指摘を受けて、そういう面もあると認識いたしまして歩み寄つた次第でございします。

○熊代委員 既に欠陥を是正される合意がされたということではございしますので、それはそれで大変結構なことであるというふうに思ひます。

次に、小選挙区制度を採用している主要諸外国はどうかあるか。一選挙区当たりの人口あるいは有権者数、いずれでも結構でございしますが、わかるものを。

それから、それが想定している選挙スタイルはどういうものか。例えば、イギリスは戸別訪問をしまして政策を議論するということによりまして政策と人柄がよく有権者に理解される、そういうような選挙スタイルであらうというふうに思ひているわけではございしますが、それはかなり有権者の数が少ないところではないかと思ひます。米国のその他の主要国はどのようになつていふのか、自治省さんにお伺いしたいと思ひます。

(自見委員長代理退席、委員長着席)

○佐野(徹)政府委員 小選挙区制をとつていふ国でございしますけれども、サミット参加国の下院におきましては、イギリス、アメリカ、カナダ、フランスが単純小選挙区制、それからドイツ、イタリアが小選挙区と比例代表制を組み合わせた制度をとつていふというように承知をいたしております。

それから、一小選挙区当たりの人口でございしますけれども、この六カ国につきまして申し上げますと、イギリスが八万七千九百二十六人でございします。アメリカが五十七万四千六百六十七人でございします。カナダが八万九千八百九十八人。フラ

ンスが九万七千八百十六人。ドイツが二十四万二千三百七十七人。イタリアが十二万一千三百八十九人。これらはいずれも下院の定数にすぎない。ごさいまして、人口は一九九〇年の国連中央の推計人口でございまして。

それから、選挙運動につきましては、先ほどイギリスにつきまして御例示がございましたけれども、各国これはさまざまでございます。外国と比べまして日本の場合には、文書図画その他いろいろな形につきましての一定の規定がございまして、また選挙公営等につきましては、各国と比べまして比較的充実しておる方ではなからうかと思ひます。

それぞれにつきましての、各国がどうであるかということにつきましては千差万別でございます。具体的なお話は、今手元に資料もございまして、恐縮でございますけれども、ちよつと答弁を省略させていただきますと思ひます。

○熊代委員 具体的な数字をいただきまして、アメリカ五十七万を除きまして、我が国の四十七万程度というのは非常に大きな小選挙区制であるというふうに思ひます。

冒頭申し上げましたように、今回の改正は一里塚でございますから、小選挙区制によって政策及び人柄の浸透を図るという意味では、五百の小選挙区とか、単純小選挙区も視野に含めての、さらに将来の改正ということもあるいは検討課題であるのかというふうに思ひます。

いずれにいたしましても、制度を生かすのは人でございまして。候補者及び選挙民の方々が、理想的な選挙はいかなるものか、いかなる方法によっていかなる理想的な人を選ぶかということをごさいまして、今回の制度改正はその大きな大きな一里塚であらうと思ひます。

そういう意味で、速やかにこれを成立させていただきまして、実効の上がる制度として実現していただくということをお願いを申し上げまして、質疑時間も参りましたので、質問を終わらせてい

たきます。ありがとうございました。

○松永委員長 斎藤文昭君。

○斎藤(文)委員 幾つか質問をさせていただきます。

今回提案されております区割り法案並びに腐敗防止法案、この二法案が成立いたしますと、去る一月二十九日に成立いたしました政治改革関連四法案と相まちまして、六年に及んだ政治改革が制度的には一つの完結と申しましうか、新しい制度でスタートできる体制が整うわけでありまして。そういう意味では、この六年間というのは、制度を変えるということですから、大変苦闘、まさに苦闘の六年間と申しますか、新しい日本の政治を生み出すためのまさに陣痛の六年間であつたのかな、そんなふうにも思えるわけでございます。

実は、私は昨年六月までは地方議会の方に身を置いておりました、この六年間、まあそれ以前からでございますけれども、政治とお金、金銭をめぐる不祥事が相次いできたわけでございます。総理大臣を経験されたような方々、あるいはこれから総理大臣を目指すような方々がさまざま金銭疑惑に巻き込まれる、そういう事態がずっと今日まで長い間続いてきておたわけでございます。そういう状況を私も地方から見えておりました、本当にもう情けないというやら、このままでは一体日本の政治というのはどうなつちやうだろうというような絶望感、危機感、そんな感じ、そんな気持ちに陥ることがあつたわけでございます。そういう中で、制度を変えるということは大変な苦痛を伴うわけでございます。

特に、前からよく、日本人というのは外圧がなければ、外国からの圧力がなければみずからの力で改革を行うことはできない民族だ、そんなことをよくやゆされるようなことが今まであつたわけでございます。特に黒船なんというのは最たるものかもしれませんね。幕末、平和と安逸をむさばつてたときにペリーの黒船が来まして、蒸気船つた四杯で夜も眠れず、これが明治維新の大

改革に結びついていった。

また、戦後の農地改革なんかも、敗戦といううな事態がなければ日本人おのずからはああいう改革も確かなし得なかつたのかななんて思ひますときに、この政治改革が果たして実現できるんだらうかといううなことを、我々地方におりまして、非常にいらいらといひますか、そんな形で実は見ておたわけでございますけれども、今ここに参りまして、ようやくこの政治改革法案も新しい政治の出発点を迎へようとしているわけでございます。

今日まで大変さまざまことがあつたわけですが、政治改革に真剣に取り組んでこられた先輩議員の皆様方に、この機会に心から敬意を表する次第でございます。

先ほど来さまざまな議論がございまして、確かに小選挙区制というのは大変熾烈な選挙戦になることは我々も予測されると思いますが、現実にもうそういう動きに私自身が向かつておりますので、これは大変な厳しい選挙になるだろうなというふうにも思つておるところでございますけれども、そういう中で今回の腐敗防止法案ですね、これが果たす役割というのは非常に大きいものがあるのではないかと思つておるわけでございます。

特に、今回、両方から、与野党から腐敗防止法案が提案されたわけですが、この六年を振り返りかえつて、この政治改革の歩みといひますか、今回腐敗防止法案を提案された与野党の提案者の代表者の方々に、今どういふ感慨をお持ちかちよつとお聞かせをいただければと思ひます。

特に保岡先生には、一人区で戦つてこられた唯一の経験者として申し上げてよろしいでしょうか、大変な小選挙区の選挙を戦つてこられたわけですが、この腐敗防止法案が成立すれば、ある程度お金のかかる選挙、そういうものは訂正していけるかな、そんな感じをお持ちでしょうか。その辺を含めて、ちよつとお聞かせいただければと思ひます。

○保岡議員 斎藤委員の政治改革についての本当

に思ひ入れというのでしようか、日本の大きな時代の転換期に立派なリーダーシップによって未来を開いていく、そのことの重要性を深く認識された御発言だと今お聞きいたしました。

六年前リクルート事件が発生して、当時の竹下内閣が、首都圏で、当時問題になっておりました消費税の税率の三%以下の支持率になつた。これはもう大変な民主主義の崩壊の危機だ。本当に未曾有の国民の政治の不信が高まる中で、実は政治改革は始まりました。

そのときに、私は当時唯一の小選挙区で議席を得ていた者でございますが、私は自分の選挙の経験を通じて、中選挙区制の中におけるたつた一つの例外的な小選挙区は、中選挙区の中でつくられた政治の構造、あるいは選挙風土というものが、たつた一人の一人区においては厳しだけが課せられて、結局中選挙区の弊害が逆に大きく拡大してそこにあらわれる、いわゆる中選挙区型の一人区、その弊害に苦しめられていたという認識に立ちました。したがって、全国が小選挙区になつて、本当に小選挙区らしい政党政治が確立し、そして、小選挙区にふさわしい制度やルールができ、上がれば奄美も本当にいい選挙区になるのにな、そういうふうな思いで、当時の政治不信が高まつた日本全体の政治の構造の改革ということをとみに思ひ合わせて、今日まで努力をしてきたつもりでございます。

先ほどからのいろいろな質疑を通じて明らかに、中選挙区の中でお互いが培つてきたやうないわゆるサービス型の政治、利益誘導型の政治の感覚でもし小選挙区に入つていしたら、これは小選挙区がめちやめちやになる。そしてまた、中選挙区の中で定着したというのでしようか、今日の日本のお金のかかる選挙風土のまま、あるいはその上に立つて選挙をや、政治を立ち上げつてきたお互いの感覚や習慣のまま小選挙区に入つていっても、これまた大変な混乱が起こるだろう。

そういうことを危惧いたしまして、一番大事な

伊東先生の数々の言葉の中に「表紙だけ変えても中身を変えなければ」という名言がございます。まさに今次の改革は、この表紙以上に中身が変わっていかねばならない、ここに視点がございます。数々の政治不祥事件等がありましたことも背景にありますけれども、同時にやはり政党政治の根幹は政策、これを中核として外交、内政に対応していく。国の将来が安泰でなければならぬし、国民生活の中においても、頑張り抜けば必ず報われる、不公平は存在しないのだ、こういうところに内政の視点があるわけでございますから、そのためには選ばれる基盤がきっちりとなければならない、ここに実は目指す最大のポイント

○保岡議員 私は、改革側の座長で協議会に参加させていただいておりますが、先ほど申し上げましたが、昨日の夕方までお互いの協議会としては内容を取りまとめました。しかし、これが与党側と我々との合意に達するためにはそれぞれの党内手続が必要だということで、今手続の進行中だと聞いております。

これは一般的に行われていることじゃないかと
思うのですね。結構広く行われている。直接、
候補者とその会社の社長というのは面識がない場
合も、そういうことは大いにあり得ることだと思

ただいま齋藤委員の御指摘になりました会社社長のケースでございますが、会社社長といましては、これは組織の選挙運動管理者等の概念に入る立場にある人でございますが、実際に行いましたことがこの中に該当するかと申しますと、選

選挙運動の計画の立案調整あるいは指揮監督、管理を行っているとはいえないわけでございます。それからもう一つの点は、意思を候補者と通じていないということも明確に言われたと存じますので、そういう点で連座制の対象になるか、先生のおっしゃったケースはならないのではないかと考えますが、念のため政府委員に答えさせていただきます。

○早川法制局参事 お答えいたします。

ただいまの事例で、まず公職の候補者と会社組織が意思を通じているかどうかという点がございしますが、その点については通じていないという前提でお答えをいたしますと、ただいまの事例は、会社としては組織により選挙運動を行っているという場合には当たらないのではないかなというふうに理解いたしております。したがって、ただいまの事例では、組織的選挙運動管理者に当たらないのではないかとこのように理解しております。

○保岡議員 先ほど山崎提案者からお話のあったような行為の態様からいえば、ヘッドクォーター的な者、あるいは前線のリーダーみたいな者、あるいは後方で選挙を支える管理を行う中心に立つ者、こういう分類の仕方もあります。また別の角度からいいますと、ここで想定しているものは、有権者の説得、理解、支持の求め方、またはそのための運動員のあり方、動き方、働きかけ方、こういったものが選挙運動というものだと思えますが、その計画の作成の立案調整、情報の収集分析、判断に基づく計画の修正、あるいは運動員の指揮監督、資金の調達などの管理の行為を行う者をとらえようとしている概念、そういった意味で、選挙運動体の選挙運動を一定の地域や分野の全部または一部において中心となって取りまとめている者、またこれを補佐する者を初めとしてその選挙運動の重要な部分の役割を分担している者、すなわち、その選挙運動を行う組織の構成員の運動のあり方を決定し実行させる行為を行う者が組織的選挙運動管理者。

これはなかなか有権者にわかりにくい、こういう

うお話がございましたが、確かに公職選挙法に規定されている秘書とか総括責任者あるいは地域主宰者、出納責任者のような連座の対象者とは少しわかりにくい点もありますが、法律の規定の仕方としては、これらの規定よりかはるかに具体的にどういう者であるかを明確に規定しておりますので、法律の文言上としては最高に配慮してつくったものではないかと言えます。

そしてまた、御指摘の点については、おっしゃる通りにその会社が、統括者といえども社長でしようが、その方と候補者と意思を通じているかどうか。これは候補者に厳しい責任を課すだけに、その点の要件は厳格に解しなければなりません。本件のような場合は、たまたま運動員が連れて選挙演説会に参加を求めたということとございしますから、その意思の連絡がない。また、会社としても組織的な選挙運動をやっているかどうかについては、いろいろな事情を総合勘案して決定しなければならぬだろう。たまたまそういうことを社長がやったという程度で組織的な選挙運動であるかどうか、これはさまざま周辺の事情を勘案して判断することになると思えます。

○斎藤(文)委員 総括選挙運動管理者ということではかなりの部分を占めることはできるわけですが、けれども、今の会社の社長みたいななかなかその中に入っていない。だから、今度の腐敗防止法ですべての選挙違反を抑えることは、なかなかこれは不可能だということだろうと思えますが、かなりの部分で少なくすることは可能だろうということとです。この腐敗防止法が新しい選挙制度で私はかなり大きな役割を果たすだろうというふうには確信をしております。

まだ統括の質問はあったのですが、大臣、大変お忙しい中お話をいただきましたので、ひとつ一票の格差の問題について一言伺いたいと思うわけでございます。

今回の区割りにつきましては、例えば福島県なんかの実態を見ますと、今まで歴史的に一体だったところが切り離されて、全く違うところにくっ

つけられたなんというふうなことで、いろいろな不満もあることはありますけれども、区割り画定審議会の委員の先生方、大変御苦労されてつくられたわけでございますので、了承するわけです。

今回の区割りにつきましては、一九九〇年の国勢調査の結果に基づいてつくられたということですが、その最大格差二・一三七、ことし、一九九四年三月の住民基本台帳に基づくあれでは二・二二六と、一票の格差がさらに拡大したところといたすこととです。大臣は先々日ですか、二・一三七は憲法の許容範囲であるという答弁をされたわけですが、けれども、私が申し上げたいのは、最高裁等の今までの判例を見ますと、大体三倍以内ぐらいまでは憲法が許容する範囲内ではないかなと、私、個人的にはそう思っているのです。

なぜならば、今回のいわゆる選挙制度の改正によりまして、福島県の場合を例にとりますと、今まで実は十二名の衆議院議員の定数があつたわけですが、今度五つの選挙区、これに比例で二人か三人上がつても大体七、八名ということになりますと、かなり減るわけですので、そういうことをいろいろ考えてみますと、都市部に国会議員の数が集中してくる。厳格に法のもとの一票の平等性というのを追求していきますと、ますますこれは地方と都市との格差が広がってくる危険性があるのではないかと。

そういう意味で、私は、憲法の一票の格差の許容範囲というのは、ある程度広くとも行政の目指すものとそうあれないのじゃないかと思うのですけれども、大臣、時間がございますので一言、大臣は大体どの辺までを一票の格差の許容範囲と思っておられるか、そのことだけお尋ねをしたいと思います。

○野中国務大臣 委員御指摘のように、現行中選挙区のもとにおきますこれまでの定数訴訟の判決では、三倍程度を合憲性の判断の目安としてきておるわけでございます。

過去の経緯につきましてはまた政府委員からお答えをいたしたいと思いますけれども、今回の新

しい制度のもとにおきましては、どの程度の格差が憲法の許容の限度かについて、数値をもって一義的には申し上げられないと思うわけでございますけれども、再三申し上げておりますように、審議会設置法におきまして各都道府県に一議席を割り当てまして、その時点でもう一・八二になっておるわけでございますので、そういう上で、審議会におかれましては、それぞれ行政区画や交通事情等さまざまな条件を配慮をされまして、可能な限り二に近づけるための努力をされまして、今委員御指摘のように、結果として二・一三七倍になったと考えるわけでございます。審議会の努力を私は評価をいたしておる次第であります。

○斎藤(文)委員 時間が経過いたしましたので、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○松永委員長 この際、休憩いたします。
午後零時五十分休憩

午後一時十八分開議
休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小此木八郎君。
○小此木委員 神奈川一区選出の小此木八郎でございます。質問をさせていただくことに感謝をいたしながら、先生方にお話を伺いたいと思

冒頭、私ごとで恐縮ですが、平成三年の八月に、私の父の小此木彦三郎がこの政治改革の特別委員会の、いわゆるこの政治改革の初めの委員長として就任をいたしました。そして、この部屋におられる諸先生方あるいは国会議員の多くの先生方がこれまで熱心に議論を重ねてこられたことだと思えます。しかし当時は、法案成立の時機まだ熟せずということで、委員長としての審議未了、廃案ということにいたしました。ただ、政治改革の灯は消してはいけないということで、会期を残して、当時の与野党の話し合いの場をつ

くるといふことで、その措置をとったと私は父から聞いております。

この政治改革の諸法案も、あと一步のところまで完結のときを迎えようとしております。本日は、この公職選挙法の一部を改正する法律案の中の連座制の強化並びに適用期日に関するところを中心質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、連座制の強化について伺ひをいたします。

今回の改正案では新たに、候補者と意思を通じ組織により行う選挙運動の計画立案・調整・運動従事者の指揮監督・管理を行う者を「組織的選挙運動管理者等」と定義し、買収など選挙違反を犯す候補者を当選無効、そして立候補禁止とする、連座制の対象を拡大強化されましたが、この強化の趣旨について、これは与党、改革の皆様方にお聞きをしたいと思います。

○三塚議員 小此木議員のたゞいまの冒頭のお話のように、小此木三郎特別委員長、まさに政治改革の中で壇上に倒れていったという、こういうことであります。いみじくも遺言をさすに承っておりますという話をお聞きをし、感銘を深くいたしておるところでございます。

先ほど斎藤文昭さんが、伊東正義先生の後継者として当選をされました。また、これに直接全力を尽くした小此木三郎先生の後継者として選任をされておられるわけであります。

政治改革は、政党政治の原点であります。同時に、選挙制度も、政策中心に行うという意味で、まさにこれまた原点でございます。議会制民主主義は、公正な選挙によって選ばれていく、その基本は、国家国民の将来を展望して、内政、外交かくあれという政策を提示をして審判を仰ぐものでございまして、今次のそういう選挙制度は、まさに二十一世紀に向けた我が国の議会政治の成熟期にふさわしい内容にしていかなければならぬ。

そういう意味で、候補者自身にその責任を第一義的に与える。公明、公正選挙はまず候補者にある。

り、その決心の中で、その気迫が有権者各位に伝わることにによりまして公正な選挙が行われていくということによりまして、二十一世紀の政党政治は、日本がさすがなものだ、かつてイギリスがモデルでありましたが、日本の政治制度に学ぼうというところにもなるのではないかと期待を持ちながら、提案をさせていただいております。よろしくお願ひします。

○保岡議員 小此木委員は、御当選以来本日に、政治改革のあらしの吹く中で、政治家の立場を手にされて以来、非常に熱心に政治改革に取り組んでこられました。心から敬意を表する次第でございます。

今委員の御質問の、今度の公選法の一部改正の趣旨でございますが、これは小選挙区の導入に伴って、今度は政党中心、政策中心の政治に変えていかなければならぬわけでございます。そのためには、もう一つの大きな柱が必要だ。それは、日本の政治が立ち上がったいく基礎になる、政治家の出発点になる選挙の公正をしっかりと確保する、そして情実選挙が行われないように、政策中心に選挙が行われるようにする、こういった選挙の公正を確保するということがとても大事で、従前の中選挙区下におけるような、お金のかかる選挙土壤、風土というもののうち小選挙区を実行することになりますと、小選挙区が死んでしまうおそれもある。

そこで、警察権力に頼るのではなくて、本当に候補者自身が命がけで選挙浄化のために尽くしていく、そのことによって国民とともに政治家も大胆に意識改革をしていく、こういったために、このたびは連座制を思い切つて拡大して「組織により行う選挙運動」、これは選挙の多くの部分を占める実態でございますので、候補者と意思を通じた組織により行われる、その組織体における選挙のあり方を実質的に決める立場の者に連座の対象を拡大して、そういう立場の者が一人でも選挙違反を起せば政治生命に直結する、当選無効や資格剥奪に至るといふ、そういう制裁を候補者に求め

ながら、その抑止力を期待して抜本的な意識改革を行おうとする制度でございますので、本当に小選挙区を成功させるもう一つの大事な柱と考えて、ぜひ今国会で成立をお願いしたいと思ひます。

○小此木委員 それでは、与党側にお願いをします。

この連座制の対象者の範囲ですが、なぜ組織的選挙運動管理者等の範囲にとどめたのか、また、すべての末端運動員にまで拡大すべきという意見はなかったかということをお伺ひしたいと思ひます。

○堀込議員 お答えをさせていただきます。

連座制そのものは、やっぱり総括主宰者だとか出納責任者だとか、現行法の規定もそうですが、今度のこの組織的選挙運動管理者を含めて、基本的に他人の行為によって当選無効とか立候補禁止だとか、そういう責任を問うという仕組みになつていくわけでありまして。

一方で、選挙民が候補者に投票せしめる行為をしていくわけでありまして、やっぱりそこにはおのずと一定の調和が必要だろうということでありまして、すべての末端運動員にまで拡大するということにつきましては、選挙民の選挙に対する意思、行為そのものを余りに規制することになりはしないかということでございます。議員御指摘のとおり、いろいろな議論、立法過程では率直に言つて与野党ございましたが、今の現実の選挙風土やいろいろな状況を考へて、すべての末端運動員に拡大することは基本的になじまない。組織的運動管理者、そういうところで候補者本人の責任を含めてこの連座の適用をしていくべきであらう、こういう結論に達した次第でございます。御理解をいただきたいと思います。

○小此木委員 それでは今度は改革側に、この「公職の候補者等」と意思を通じて組織により行う「選挙運動」というのがありますが、具体的にどのような場合を言うのか、また、この「意思を通じて」とはどのようなことを言うのか、お聞かせ

をいただきたいと思います。

○保岡議員 候補者と意思を通じてというのは、候補者や候補者になろうとする者と選挙運動をすることに相互に意思の連絡があるという意味でございます。そして、「組織」というのは、当選を得せしめあるいは得せしめない目的を持って人が結合している、そして役割をおのおの分担して行動している集合体あるいはその連合体という意味でございます。

そしてまた、「組織により行う選挙運動」というのは、その組織体において構成員をして組織的な選挙運動を行うということでございまして、こういった組織の中で、選挙運動の計画や作戦、情報収集あるいは分析判断、そして選挙運動員の指揮監督、また資金管理など後方支援の重要な部分を受け持つ者など、そういった組織の中で中心となつてこれをまとめる者またはそれを補佐する者、そしてまたそれと一緒に重要な部分を担当するいわば参謀格のような者、こういった者が連座の対象者に定められております。

そういった意味で、いわゆる選挙の実態が組織によって行われるということが多いということに着目しまして、候補者に、その組織体による選挙の徹底を求めて、そしてその注意を怠つた場合には、当選無効あるいは立候補の禁止等、政治生命に直結する重大な効果を生ぜしめるようにしてありまして、それを背景に、候補者に徹底した浄化の措置を求めるといふことでございます。

具体的には、組織と言へば、一番重要な組織は政党でございます。政党は、選挙運動をする中心に今度の選挙法でなると思ひますし、末端まで組織づけられておりますので、この組織の中で上層部はもちろん、ある地域、ある分野の担当の末端の運動責任者も連座の対象になつてまいりますし、候補者や意思を通じて選挙運動をしていただくことについて、相互に連絡があるような会社やいろいろな団体、こういったものの中で中心となつて選挙運動を進めたり、それを補佐したり、あるいはそれと一緒に参謀格でその組織の選挙

運動のあり方を実質的に決めている者に対して、候補者は絶対に選挙違反を犯さないようにお願いする義務がある。

そういうことで、本当に候補者を中心とする選挙運動の中であって、実際に買収等のような選挙違反が起こらないように徹底して選挙運動をしておかないと、おとりや返りなどの免責もなかなか得られないという、本当に厳しい、候補者に選挙浄化の努力を課する制度でございます。

○小此木委員 組織ということがありますけれども、それは、組織の一員としてではなく、また候補者自身がそのことを全く知らないところで自発的に選挙運動をしていた人が、その過程で選挙犯罪を犯した場合、今回の提案ではその公職の候補者はどのような扱いを受けるのかということはどうでしょうか。

○保岡議員 この連座制は、先ほども申し上げたように、候補者の政治生命にかかわる重大な結果を招来しますので、候補者等とその運動組織体の総括者との間に意思の連絡が必要だということを先ほども申し上げました。

そして、意思の連絡というのは、選挙運動を行うことについて、相互に認識があり、了承合っているという関係がなければなりません。そういった意味で、小此木委員が指摘のような場合は全く候補者と関係のないところで、いかに組織があっても、そこで違反が行われてもこの連座の適用はありません。

○小此木委員 先ほどの御答弁で、「相当の注意」を怠らないというようなことをおっしゃったと思いますけれども、この「相当の注意」というところで、具体的な基準みたいなものがあればお答えをいただきたいと思いますが、もう一度お願いいたします。

○保岡議員 「相当の注意」というのは、これは抽象的に言えば、公職の候補者等に課せられている選挙浄化のための注意義務ということになりますが、これは社会常識上、それだけの注意があれば組織的選挙運動管理者等が買収等の選挙違反を

犯すことはないであろうと期待し得る程度の注意義務をいうことであらうと思います。

そして、実際にどれだけの注意をすればいいのかという、具体的な「相当の注意」を怠らなかつたかどうかの判定については、結果の発生の予見可能性というものが一つのメルクマールであり、また同じように結果回避の可能性の程度によって決せられるというふうに考えられます。

実際の選挙運動に照らして考えると、選挙運動組織は候補者を中心として、いわば同心円的に広がっていく性質を持つていて、ありますために、この候補者が「相当の注意を怠らなかつた」とされるか否かというのは、個々の事情、例えば組織的選挙運動管理者等との選挙運動体の中における地位、役割、候補者等との具体的なかかわり方、これは候補者と近いのか遠いのかなど、その他の具体的な事情によって、不断かつ周到な注意が必要な場合から一般的な注意で済む場合まで、あるいは直接的な注意を要する場合から人を介した間接的な注意でよい場合までの間で、相対的に決せられるということになります。

今回の連座制は、公職の候補者等自身が国民の先頭に立って選挙浄化の責任を果たすことが主眼でありますから、まず公職の候補者等とごく近い位置にある組織的選挙運動管理者等に対しては高度の注意が求められておりますし、一方、公職の候補者等から比較的遠い位置にある組織的な選挙運動管理者に対しては、ごく近い位置にある者ほどの注意を払うことは実際には困難であらうというところで、そこまで高い注意は求められていない。

ただ、今回の連座制が公職の候補者等の徹底的な選挙浄化に対する責任を要求するものであることを考えると、公職の候補者などから比較的遠い位置にある組織的選挙運動管理者であっても、社会通念上、候補者に要求される、できる限りの注意を払うことが要請されていると考えていいのではないかと思います。

しかし、この「相当の注意」の内容については

は、判例、行政実例などの積み重ねによって具体的に明らかにされていく。この「相当の注意」を怠らなかつたとき」という言葉は、この法律にも使われている言葉でございますので、特段新しい定義ではございません。

○小此木委員 ちよつと時間が余りないんですけども、次に、適用期日について伺いをいたします。

与党案では、今回の新たな連座制は組織的選挙運動管理者等の範囲が広く、国民に相当徹底した周知の努力が必要であり、国民にこの内容を理解していただくには、最初の全国規模の国政選挙を経なければならぬと考えたために、原則として国政選挙から適用することにしたということであり、まずけれども、一方、改革案では、衆議院議員総選挙以外に、その他の選挙については施行後から適用することになっていると読みましたけれども、その理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

○保岡議員 施行期日の与野党の相違点の実質的な意味は、与党案ではまず随より始めよということとで、国政選挙から実施すべきだということとで、最初の小選挙区における総選挙のときから一斉に始めるか、あるいは来年の参議院の選挙までに総選挙がなければ、それ以後一斉にこの連座制を適用するようになっていたと思ひます。

それに対して、我々は、区割り画定法が一カ月の周知期間を過ぎて施行されるようになれば以後はすべての選挙に適用する、例外的に、中選挙区で行われる衆議院選挙だけは例外にしてありまして、たけれども、ほとんどすべての選挙に同時に適用されることにしてあります。これは地方の方々に、国会の選挙がいつあるかわからない衆議院選挙の時期と合わせて実施を求めると、ある日突然この連座制の適用がされるという事態になりかねない、そういうことで、与野党で協議して、ある一定期間の周知期間を地方の方々に固定的に保証して、そして妥協案を得るべきではないかという、そういう考え方で、双方で合意を取りまとめ

て、今それぞれ党内で手続を経る状況になっているというふうに考えております。

○小此木委員 いろいろのことが議論をされて、本当にここまで来たわけでありましてけれども、この政治改革という言葉ですけれども、自治大臣いらっしゃるのですので、最後にお話を伺いたいと思ひますが、この政治改革という言葉がいわば数年間はやりのように使われ、今や有権者の間では、私はもう一言言葉であると思ひますが、その意味を全くない言葉で使っていると思ひます。

そして長年の議論の中でたびたび、政治家改革あるいは政治家、有権者を含めた形の意識改革が行われない限り本場の政治改革というのはなし遂げることができないということも言われてまいりまして、私も実際全く同感であります。昨年の総選挙でも、私はその点を強調して、この政治改革のことに関しましては申し上げて戦ってまいりました。

しかしながら、改革、目に見えた形での本場に国民が変わったと思える点は実際問題どうということであるかといひますと、今こうして座つておられる与党の先生方あるいは改革の先生方が、別々に座つておられることであると私は思ひます。これは本場に目に見えた形で変わったことであると思ひます。ですから、国民に対していろいろと言つていきますけれども、いまだに政治家は国民に対して不信や負担を与えていいます。政権交代があつた、これはある意味では一種の期待を与えたかもしれないけれども、現状は一〇〇％ではない。そして、羽田前総理が、総理をおやめになるときに最後の記者会見で、これ以上我々が政争を続けるならば本場にこの国はだめになってしまうという言葉を最後に残されて官邸を出られたわけでありまして、政争ですとか権力闘争という言葉もあり

ます。

その認識についてなんです、我々政治家と有権者の方々、その認識に大きな開きがあると思ひます。その我々の認識において、私は、みずから信じているところの政策や理念、それを実現するた

めの権力闘争であれば、そしてそのことに政治家が責任を持てるのであれば、それは国家国民のための政治家としての本当の仕事である、こういうふうに思いますが、国民の認識するところの権力闘争とは、単なる国民不在の政治家だけのゲームにすぎないということが言われております。

おもしろいと言つては言葉が適切ではないかもしれませんが、改革の皆さんが、一部の方を除いて今国会の本会議の冒頭に欠席をされました。そう言う我々自民党も、昨年の本会議で欠席をした経緯もございます。このような感覚では、これから新しいものを目指している我々が、どのような理由があるにせよ、本当にこれからの政治に対して責任を負うことができるのでありましようか、私は大いに疑問を持っていますのであります。

時間が参りましたので、多くは申しませんけれども、自治大臣に最後に、私が申し上げましたところの意とすることを酌みいただきまして、これからようやく新しいスタート地点に立とうとする我々の新たな決意のためにも御所見、御意見を伺いたいと思ひます。

○野中国務大臣 小此木委員が当初にお述べになりましたように、お父上に委員ともどもお仕えをした一人として、當時を振り返りながらまことに感慨無量なものがあつます。今お父上の遺志を継がれまして、三塚提案者が申されましたように、改革へのともしびをともし続けて、情熱を持って行動をされておることに深い感銘を受けておる次第であります。

今お話がございましたように、この区割り法の審議あるいは議員提案の腐敗防止、さらに政党助成に対する法人格等の一連の法案が成立をして初めて政治改革の第一歩のスタート台に立つことになると思ひます。けれども、委員御指摘のとおり、これをどのように国民に信頼されるものにしていくかは政党それぞれの責任であり、また政治に携わる者それぞれの自覚と倫理であらうと思つておるのであります。ス

タート台に立つことにより、私も、より国民の信頼を勝ち取るために、回復するために一層努力をしなければならぬと決意を新たに次第でございます。

○小此木委員 改革の方で、私が先ほど申し上げましたことで何かあればお話を伺いたいと思ひます。

○保岡議員 今般の衆議院の選挙制度改革を柱とする抜本改革というものは、お互い六年越しで努力してつくり上げてきたものでございます。そういった制度というものは、やはりその制度を実行する際の人の問題、政党のあり方、政治家のあり方というものが、その趣旨のとおり立派な政治ができていくかどうかの鍵を握っていると思ひます。

どんな立派な家を建てようと思つても、本当にその家を建てていく、その中に住む者がしっかりしないと、新しい制度の中で立派な政治はできない。そういう意味では、これからの政党政治の中で、お互いがどんなルールと、またどんな規範の中で立派な政党政治をつくっていくかなど、この制度を前提に新しい土台の上で互いの努力によって立派な政治ができる、一歩一歩が政治改革の道である、こういうふうな考えでおります。

○小此木委員 もう時間がありませんので終わりますけれども、これまでの議論の中で、あるいは数年来の政治の中で、我々政治家が恥じたる行為も国民には見せたかもしれないが、熱心な議論もあつた。その中で、こうしてようやく最終的な地点を迎えることができた。我々、これからの熱心に国の政治のために取り組んでいかなければならないということをお願い申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○松永委員長 冬柴三君。

○冬柴委員 改革に所属いたしております公明党の冬柴三でございます。

私は、昨年の細川内閣成立とともに自治政務次官を拝命いたしました。八カ月と短い期間ではあ

りましたけれども、その間、政治改革四法案、衆議院における百二十八時間、参議院における八十時間時間の審議に終始立ち会わせていただきました。そして、今この小選挙区画定に関する政治改革の総仕上げのときを迎えるに当たって、質問の機会を与えていただきましたことを大変うれしく思つております。

この公選法一部改正案の中でも、連座制強化に関する改正二百五十一條の三というのは、まことに特異な存在と申します。今後この国の政治から金権腐敗というものを一掃するためには大変強力な根拠となる条文であるように思われます。したがひまして、私はきょう与えられました時間内、この改正二百五十一條の三のコメントールをつくるような意味で細かく聞かせていただきましたと思つております。

まず、共通の総論といたしまして、我が国におけるいわゆる連座制及びこの連座を免責する規定、こういうものの改廃というものが過去に行われてきた歴史があります。その点につきまして、自治省の方から概略を説明していただきたいと思ひます。

○佐野(徹)政府委員 いわゆる連座制の沿革は、これは大正時代からのものでございますので、ちよつと長くなりますけれども、お許しをいただきますして御説明をさせていただきますと思ひます。

このいわゆる連座制は、大正十四年に導入された制度でございます。大正十四年の衆議院議員の選挙法の改正におきまして、選挙運動費用の法定額の超過支出の場合、それから選挙事務長の買収等の場合に連座制を適用することとされました。選挙事務長の選任及び監督につき相当の注意をなしたとき等は免責されることとされておりました。

その後、昭和九年に、事実上の選挙運動総括主宰者の買収にも連座制が適用されることとなりましたが、当選人が総括主宰の事実を知らない場合には免責されることとなつておりました。

昭和二十五年に公職選挙法が制定をされておりますけれども、昭和二十五年の制定時におきましては、連座制は、選挙運動を総括主宰した者が買収等の罪を犯した場合や出納責任者が選挙運動費用報告書提出の義務違反の罪を犯した場合に適用されることとされ、それぞれ当選人が選任・監督につき相当の注意をしたときなどの場合には免責されることとされておりました。

昭和二十九年になりまして、選挙運動費用報告義務違反の当選無効は廃止され、新たに出納責任者の買収、選挙運動費用の法定額違反につきましても連座制が適用されることとされたわけでございます。また、免責規定は、いわゆるおとり、寝返り行為による場合だけに變更されております。

その後、昭和三十一年に、いわゆる地域主宰者、事実上の出納責任者、候補者と同居中の父母等の親族で候補者と意思を通じて選挙運動をした者、これらが買収罪を犯した場合も連座制を適用されることとされ、また、公務員の特別連座もここで新設されております。また、この改正によりまして免責事由が削除されております。

昭和五十年には、総括主宰者等につきまして当選無効とならない旨の確認訴訟を三十日以内に当選人の側から起こさなければ自動的に当選無効となるという制度が新設されております。

それから、昭和五十六年には、親族につきまして同居の要件が削除されております。

また、本年三月に成立いたしました公職選挙法の改正法におきましては、立候補予定者の親族候補者・立候補予定者の秘書、これを連座の対象といたしますとともに、連座の効果として五年間の立候補制限を加えるなどの改正が行われております。なお、おとり、寝返りの場合には、五年間の立候補制限については免責されることとされております。

以上でございます。

○冬柴委員 以上のような経過をたどり、特に免責規定が改正されたり廃止されたりまた復活したりという経過をたどってきたということは、また

後にどういふ意味があるのか触れることもあろうと思ひますけれども、伺つておきたいと思ひます。

そこで、与党提案者の方にお尋ねいたしますが、「組織的選挙運動管理者等」という言葉が、この新設の二百五十一條の三の見出しにもあり、その冒頭にも書かれております。法令の中に「的」とか「等」とかいう言葉が入るといふことは、非常に異常な感じがするわけでございます。

例えば、「組織」という言葉の下に「的」という言葉をつけると、組織の性質を帯びたとか、あるいは組織の状態にあるとかというような意味になつてしまふわけであります。裏返せば組織そのものを指さないという重大な問題が起つてしまふんじゃないかと思ひます。それからまた「等」という言葉ですね。「等」という言葉も、「管理者等」、管理者以外にどんな人を指すのかといふことも非常に不明であります。

なぜこんな不明な表記をすることになつたのか。これに対する定義は、なるほど括弧書きの中に書かれておまして、これはむしろ総括主宰者とか地域主宰者よりも比較的具体的に明確に書かれておまして、私の浅い知識ではありますけれども、なぜこのような法令用語としては不適当と思はれる言葉がこういうところに入り込んだのか、その点について説明するところがあれば教えていただきたいと思ひます。

○中川(秀)議員 お答えいたします。

「組織的選挙運動管理者等」のこの言葉でございますが、これはこの法案では単なる略称として、略する称号、略称として置いておるわけでございまして、ただいま御指摘がございましたとおり、連座の要件の中では「組織的」の「的」とか「管理者等」の「等」とかという言葉は設けておりません。この今回の法案では、「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者」と意思を通じて組織により行う選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他当該選挙運

動の管理を行う者」と明確に規定をいたしておるわけでございます。

なぜ「的」とか「等」とかという言葉を設けたかという、余りに長過ぎますので、それを一々その表現あるいはまたその前後の関連の中で置きます場合に、この五行の文章を全部置いてみまして、これは大変複雑なものになりますので、あえて略称として「的」とか「等」とか置いたわけでございまして、明確にその連座の要件の中には申し上げましたような規定を置いておるわけでございます。

なお、このような「組織的」とかという用語の使い方は、実は現行法でも六例、七例ございまして、例えば、政治資金規正法第三條の一項の三、そこにも「組織的」という言葉がございまして、放送法三條の二の三項、学校教育法八十二條の二、社会教育法二條、公認会計士法一條三項、高齢者等の雇用の安定等に関する法律四十六條、四十七條、同じようなやり方で用いられております。御指摘の点はそういう意味でぜひ御理解をいただきたい、かように存じます。

○冬柴委員 多くの質問者がお尋ねをした言葉ではあります、やはり大切なことでありますので野党提案者にお尋ねいたしますが、「公職の候補者等」と意思を通じて組織により行う選挙運動」とは、具体的にどのような場合を指すのか。これはもう再三聞かれてきたことでございまして、非常に大事なことでありますので、重ねてお尋ねをしたいと思ひます。

○保岡議員 「公職の候補者等」と意思を通じて組織により行う選挙運動」というのは具体的にどのような場合を指すか。「公職の候補者等」と意思を通じて組織により行う選挙運動」は、公職の候補者等と選挙運動組織の総括者との間に選挙運動についての意思の連絡を必要とする。ここに言う総括者とは、選挙運動組織全体の具体的な意思決定を行い得る者をいう。既存の組織を利用して選挙運動を行う場合には、例えば当該公職の候補者等の所属する政党の各都道府県連の会長または支部

長、当該公職の候補者等の後援会長、会社の社長、労働組合の委員長などが選挙運動の総括者に該当する場合が多いと思われまふ。

したがって、「公職の候補者等」と意思を通じて組織により行う選挙運動」とは、既存の組織を利用して選挙運動を行う場合には、これらの者が当該公職の候補者等と意思を通じてそれぞれの組織の構成員を組織的に動員して選挙運動を行う場合をいうと解しております。

○冬柴委員 大分明らかになりました。意思を通ずる相手方は、今総括者という言葉で読まれました。それぞれの組織の構成員を組織的に動員し得る立場にある人というふうに言いかえることもできるかと思ひます。

それでは、今度は与党の方にお尋ねいたしますが、組織により行われる運動、こういうふうに言われまふが、この意味、そしてその場合の組織というものをもう少しはっきりしていただきたいと思ひます。

○山崎(拓)議員 お答えいたします。

ここに言う「組織」を定義いたしますと、特定の公職の候補者または公職の候補者となろうとする者の当選を得しめたい目的のもとに、役割分担をして活動する人的結合体またはその連合体といふことになりまふ。すなわち、このようないくつかの目的のために組織された人的結合体または連合体でございます。

具体的にどういふものになるか、いわゆる組織的運動であるかといふことでございまして、一昨日の委員会でも触れましたように、政党、会社等の既存の組織もあれば、いわゆる裏選対のようなものまでございまして。

○冬柴委員 特定の候補者の当選を得しめたい目的のない選挙運動、そういう目的のない人の集合体または連合体だといふことで、また後ほど、それを当てる場合どうなるのか、これは尋ねますが、そこで、そのような組織の中の運動管理者等といふのは組織の中ではどの程度のランクの人を指しているのか。いろいろな組織、たく

さんな人的結合体ですからあるわけですが、その最末端は含まれないといふことはわかるわけですが、どのランクの人を指すのか、また、そのランクの人と末端の人との区別のメルクマールといふべき、それはどういふところに求められるのか、その点についても与党の方から御答弁をいただきたいと思ひます。

○山崎(拓)議員 この点につきましては再三お答えをいたしておるわけでございまして、「当該選挙運動の計画の立案若しくは調整」が一つ。それから、「当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督」が二つ。「その他当該選挙運動の管理を行う者」が三つでございます。

それぞれを具体的な事例で申し上げますと、「当該選挙運動の計画の立案若しくは調整」を行う者とは、選挙運動全体の計画の立案または調整を行う者を初め、ビラ配り計画、ポスター張り計画、個人演説会の計画、街頭演説等の計画を立て、その流れの中で調整を行う者、いわばヘッドクォーターの役割を担う者であるといふことでございまして。

第二の「当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督」を行う者とは、ビラ配り、ポスター張り、個人演説会、街頭演説等への動員、電話作戦等に当たる者の指揮監督を行う者、いわゆる前線のリーダーと言われる方でございまして。

第三の「その他当該選挙運動の管理を行う者」といたしましては、選挙運動の分野を問わず、ただいま申し上げました事例以外の方法によりまして選挙運動の管理を行う者でございまして。例えば、選挙運動従事者への弁当の手配、車の手配、個人演説会場の確保等、選挙運動の中で後方支援活動の管理を行う者を指しております。

○冬柴委員 さて、それで随分主体が明らかになつてきたように思われますが、「意思を通じて」といふことが要件になります。先ほどからもいろいろと御説明がありますが、再度、この主体は除きまして、「意思を通じて」といふ意味自体どういふようなものかを考えていらつしやるのか、この

点につきましても与党の方からお願いたしします。

○前原議員 意思を通じているということでございますけれども、現行の連座制にもある概念でございまして、これはもちろん選挙違反が行われるということに意思を通じているということではなくて、選挙運動が行われるということについて意思を通じているということとらまえて方をさせていたいておられます。

○冬柴委員 意思の疎通ということは明示ではなく黙示の場合もあると思うのですけれども、やっているということは知っているのだけれども、それはわかっていなければならないをする、見て見ぬふりをする、こういうような場合どうなんでしょうか、通じているかどうか。

○前原議員 そういった場合についてはいろいろな場合が想定されると思いますので一概にこれという断定はできないと思いますけれども、今おっしゃったような、ある程度やっているのはわかっているそれを無視をしている、暗黙の了解をしているという部分については、これは意思を通じているというふうなことに解釈される場合が多いのではないかと思います。

○冬柴委員 それでは、意思を通ずるということですから、主体が必要でございます。その主体についてお尋ねいたしますが、その一方の当事者は公職の候補者等というふうに限定をされて、総括主宰者、出納責任者あるいは地域主宰者とか親族とか秘書とか、そういうものは含まないと考えていいのかわかるか、そういう人たちもある場合は含む場合があるのかわかるか、その点につきましてお尋ねいたします。

○前原議員 委員御指摘のように、総括主宰者あるいは地域主宰者、それから出納責任者、親族そして秘書等がいわゆる組織の総括者と意思を通じて行った場合、また、その組織の選挙運動管理者が買収等を行った場合においては、意思を通じていても連座の対象にはならないと解します。

ただ、その総括主宰者、出納責任者、地域主宰

者、秘書、親族等が候補者との仲介をして、いわゆる候補者もそのことを知っているというふうな場合には、意思を通じて連座の対象になり得るというふうに解釈がされると思います。

○冬柴委員 まあ手足論ですかね。独立主体としてじゃないに、総括主宰者が、候補者等の手足認識手段となつてという、そこが知れば当然候補者等も知るといふ、そういう関係ととらえていいですか。どうでしょう。

○前原議員 おっしゃるとおり、その間に何人入るか、あるいは直接その候補者としていわゆる組織の総括者と意思の通ずるかどうかの別は別なことにしまして、そういう事実が認識されて、また相当の注意というものが払われていないということであれば、委員御指摘のようにそれは意思を通じているというふうなことで連座の対象になるケースが、これはもちろん場合によって違いますが、そういうふうなことに断定されるケースの方が多いのではないかと理解をしております。

○冬柴委員 ちょっとカーブしたような感じがするのですが、言われる意味はわかります。ただ、手足論という場合には、公職の候補者等にその意味、内容が到達をしていなければならぬ。そういう手足を通じて認識が到達をしているというふうな点が必要であろうというふうに思っています。

その点はその程度にいたしまして、こちらは公職の候補者等というところで決まっていたわけですが、今度はその相手方の方、組織体の方、これについては保岡提案者の方から総括者という言葉で説明がありました。例えば会社、労働組合、各種団体。会社には代表取締役社長とかあるいは労働組合には委員長等々、法律的にそれを主宰し内部を統括するという法的地位にある人が典型的な人だと思えますけれども、必ずしもその会社という団体とここに言う組織の運動体とは一致しない部分があると思うのです。選挙については例えば部長が全権を持っているというふうな場合もあると思うのですけれども、そういう理解で間違いないか

どうか、一度お尋ねしたいと思えます。

○前原議員 委員御指摘のとおり、いわゆる組織の総括者というものは、その選挙運動組織自体の実質的な意思決定を行い得るものであるというふうな定義がなされ得ると思います。したがって、会社であれば社長、あるいは組合であればその組合の委員長ということではなくて、ただ単にそういうことではなくて、今おっしゃったようなその選挙そのものに、あるいは組織そのものにいわゆる統制あるいは意思決定を行い得る立場にあるれば、たとえそれが社長でなくあるいは委員長でなくともいわゆる組織の総括者と認定をされ得る場合が多いのではないかと理解をしております。

○冬柴委員 平たく言えば、推薦決定を最終的にできる権限があるとか、そういうようなことになるのじゃないかなという感じもいたしますが、この程度にいたします。

それでは、「意思を通じて」ということを先ほどもお尋ねしました。我々法律家は「意思を通じて」ということになりまして、対抗する意思の合致、契約、こんなことをすぐ考えてしまふわけですから、ずつと答弁を聞いていますと、運動をやっていたら認識で足るのか、何かそれを積極的に認容するところまでいかなければいけないのか、私後ろですつと聞いていたのですけれども、もう一つ明確でありません。そういう意味で、契約のように申し込みと承諾というふうな対抗する意思が合致するということまでをこの「意思を通じて」というのは求めているのか、そうでないとおっしゃるのか、その点についても与党の方から御答弁をいただきたいと思えます。

○前原議員 「意思を通じて」とは、具体的な事実関係のもとで選挙運動することについて相互に了解していること、言いかえれば、相互に認識をし、かつ了解という意味で認容をしていることであるというふうに理解をしております。

○冬柴委員 意思の合致というよりも、両方がその結果を認容をしている、片一方が認容しなれば、それでは通じたことにはならない、そういう

ことになると思うのですけれども、その程度伺いながら次に進んでまいります。

それじゃ、意思を通ずること、何について認容し合うことが必要なのか。これはもう随分お答えがありまして、選挙運動、特定の公職の候補者の当選を得しめたいは得しめたい、そういうことについての運動を一方がするということを認容し、そういうことを両方が認容している、こういう関係だということに解釈できるわけですから、例えは、具体的な例を挙げてお尋ねしますと、例えば、ある団体から一方的に推薦状が送られてきた、それで選挙事務所の人や壁とか天井までそれをピンで押して張っていたら、こういうことを前提にいたしまして、我々の選挙のときによくある風景だと思えますが、候補者が、それを張ってある、すなわちそういう団体が自分を推薦していたにいたるんだというところを見て、やってくれているんだ、ありがたいな、こういう感謝をする場合と、全然そういうものを見ないともなかつた、知らなかつたという場合で経路あります。

○前原議員 今おっしゃいましたように、そういう推薦状というものを候補者が知らないで運動員が勝手に張ったというふうなことでありまして、先ほど委員御指摘のようないわゆる相互了解というものがなかつたというふうなことでありますので、その点については意思を通じているということは言えないというところの方が、ケースとしては総合的に判断した場合は多いのではないかと

いうふうに理解をしております。

○冬柴委員 そうすると、それが張ってあったのを見て、ありがたいな、推薦してくれているんだ、こういうふうな候補者が認識すれば意思を通じたというふうになる、こういうことになりそうです。それではどうかという声もあります。いかがですか。

○前原議員 ポスターが張ってあって、それを見て、推薦をもらったな、ありがたいなというふう

な認識が、果たして相互に意思を通じているかどうかというところは、それだけではなくて、ほかの例えば違う場面、場面によって、相互の選挙運動をしてもいいという気持ち、あるいはそれを受けるという意思、そういうものがあつたかどうかを総合的に勘案をされるべきであつて、それだけで意思が通じているかということ判断するのはどうかと思つております。

○冬柴委員 それでは、候補者がみずからある会社を訪問して支持依頼をした。そのときは考えておこうということではつきりした意思表示はなかつたのですが、その後その会社が一生懸命選挙運動をやつてくれた。候補者が認識しているかしていないかは別としてそういうことがあつた。そういう場合はどうなですか。どう考えますか。

○前原議員 今おっしゃつたように、候補者がある団体を訪問して支持依頼をしたけれども明確な回答を得られなかつた、しかしその支持依頼をされた方は一生懸命やつていたというふうなことであります。その点については、この場面だけで明確な意思を通じてというものがあつたかどうかというのは判断できないと思つたので、総合的に勘案をして、そこから意思が通じているかどうかは判断されるべきであると思つた。

○冬柴委員 だんだんあやふやになつてまいりましたけれども、これは自分の当選が無効になつてしまふかどうかの分かれ目ですから、これは大変な剣が峰の議論だと私は思つた。

ちよつとくつくなつてきましたが、それでは次は野党の方に。

同窓会の役員会で支持決定はしていただいた。そういうことをしたよということと同窓会が言つてきた。ところが、同窓会の性質上、別に分担したり、おまえはどうせいか、そんなことじやなしに、それぞれが自分の人脈を使つてその同窓会を当選させようというところで頑張つた。こんな場合は、それはやはり意思が通じたことになるのですか。ここに言う意思が通じたことになりませんか。

○保岡議員 同窓会もここに言う選挙運動組織体

になり得るかどうかということで、一般的に考えれば、なり得るのです。

ただ、委員御指摘のように、役員会で推薦を決定して、後は同窓会のメンバーが自発的にやつたというふうな場合は、非常に限定的な事例というのでしようか、私が考えるところ、その役員会の中でだれかが文書をつくつてそれを役員に送達したとか通知したとか、いろいろ何らかの、役員会で決定したことを受けて、選挙運動について何か役割の分担を決めて役員にそれぞれ働きかけるようなことがあつて、その後その役員が運動したというふうな場合は、これは選挙運動組織体という評価もできる場合もあるだらうと思つた。

○冬柴委員 もう一つだけ事例をお願いします。これも野党の方にお願ひしますが、ある議員会社、元請企業の社長と話を支援助を依頼した。それはよろしい、やらせていただきますというふうな言われたのですが、実際に動いたのはその下請企業群が一生懸命動いたので、その下請と候補者とは何の面識もない、こんな場合はどうなんでしょうか。

○保岡議員 元請と下請が、これは取引の関係といたうのでしうか、契約関係に基づいて業務関係が密接であるというつながりがあると思つたのです。その場合に、そういう状態を反映して、それぞれ相協力し、役割を決めて、そういう一体となつて選挙運動をやつていたような場合、こういう場合は一つの組織体としてとらえる可能性もある。また、別個、独立にそれぞれ運動して、元請が決定したから我々もやりましようという程度の関係であれば、これは別個の組織体と評価できる。

したがつて、別個の組織体である場合は、それが候補者と意思を通じていなければ、元請会社の幹部が違反をして連座の対象者と評価されるような事態があつても、それは連座の効果を及ぼすというところは不適切な事実であり、一体であれば、元請の社長と候補者との意思の連絡があれば、下請会社の幹部の、いわゆる連座対象者とし

て評価されるような立場の者の違反は、連座の効果が発生するというところになるかと思つた。

○冬柴委員 これは、僕は非常に明かに理解ができたような気がします。そのように、この「意思を通じて」というのとその組織というものは、言葉の上では非常に明快に説明されるのですが、事例を挙げると非常に難しい問題だと思つた。これは今後、判例あるいは行政解釈というものが積み重ねられてその全貌が明らかになるのだけれど、第一号に当たらないようにこれはやはり自戒しなきゃならない。本當に恐ろしいことだと思つたが、そこまでは覚悟して、これはやはり選挙浄化に我々努めなきゃならないということをしつと強く思つた。

それでは話題を変えまして、連座制の免責についてお尋ねをしてみたい。

おとり、それから寝返りという一見これは大変恐ろしい言葉が出てまいりましたけれども、これは先ほどの自治省の説明にもありましたように、一たんあつたものが途中で削除されたという経過もあります。なぜ削除されたかといつたら、これはもう使えない、不要の規定だといつたら、これが説明されたようだけれども、またここで生きているわけですが、おとり、それから寝返りの意義をちよつと説明をしていただきたいと思つた。野党の方からお願ひします。

○保岡議員 定義でございしますから、一応きちつとお話をさせていただきます。

おとりとは、買収罪等に該当する行為が当該行為をした者以外の者の誘導または挑発によつてなされ、かつ、その誘導または挑発が連座の規定に該当することにより当該公職の候補者等の当選を失はせまたは立候補の資格を失はせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他その公職の候補者等の選挙運動に従事する者と意思を通じてなされたものであることをいふ。また、寝返りとは、買収罪等に該当する行為が連座制の規定に該当することにより当該公職の候

補者等の当選を失はせまたは立候補の資格を失はせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他その公職の候補者等の選挙運動に従事する者と意思を通じてなされたものであることをいふことだと思つた。

○冬柴委員 これは公選法にそのように書かれてあるわけ、いわゆる目的犯、一つの目的を持って犯罪を犯す。それから身分犯。公職の候補者以外の人またはその運動員というふうな人が働きかけて、せつかく当選した人を失権させる目的で自爆をするといひますが、自分が買収罪に問われる。非常に権謀術数というか、大変なことが行われるように書いてあるわけですが、一体これは、言つてくしてこれを立証するのは大変です。

この人、今有罪になつたのは相手方のおとりだつたんだ、おれに對しては。おれに對する寝返りなんだ。だから僕は無効にならなくてもいいというふうなことを裁判所で主張して、証拠で提出して、裁判官に納得してもらわれないと当選無効にされてしまふという恐ろしい話で、これはだれですか、立証責任、主張責任、挙証責任を持つているのは。

○保岡議員 これは、連座の適用要件の立場であることを検察官が立証した後、この効果を免れるために、その理由として定められておりますから、これは候補者の側で立証する責任があると思つた。

○冬柴委員 これは、確かに民事の挙証責任の分配論というのがあるのですが、それは存在することを主張する者が立証する、これは原則で、ないものを立証せよといふわけであつて、これはなかなか難しいわけですから、そういうふうに分配されるのだからと思つたわけだけれども、翻つて考えれば、我々候補者等というのは選挙のときは選挙を一生懸命やつていられるわけですね。それで、選挙が終わつて、ある運動員なりそういう人が逮捕されて有罪になつてしまつて、あなたは連座だと言われたときに、何の強制捜査権も何もない私人が、

しかしながら、実際にこの免責を受けるための訴訟というものは、これは候補者側で、先ほど先生の言われた相手方の候補者や選挙従事者と意思を通じているとか、目的を持って行うとか、内心の事由が要件になっておりますので、また候補者の方で立証するものもなかなか大変だということがあると思います。その点については、そういう意思の通じている関係や目的があったと推認できるかなりの蓋然性のある事実を候補者の方で立証することに実際はなと思うのですね。ですから、その蓋然性になんか立証を尽くしますと、これは免責が受けられる。

趣旨に沿うものと思います。

○冬寒委員 その点について議論をやり出しますとまた時間がたちますのでやめますけれども、ちよつと今の保岡提案者の説明には私は納得がでない点があります。というのは、おとり、寝返りというのとは違法性阻却、そしてまた相当の注意をするかどうかということは責任阻却、理論的には全く違うわけで独立した免責条項ですから、それぞれに大切にしなければならぬ。もちろん競合してあればどちらかで免責を受けなければいいわけですが、おとり、寝返りというものについて相当

その時代の裁判例を参考に申し上げますと、「最初の選任上の注意ばかりでなくて、選挙費用の支出につき、随時事務長から報告を聴し、または帳簿を査閲するなど、不斷の注意を必要とする」これは昭和十一年十一月五日の水戸地裁土浦支部の判決。「議員候補者がその選挙事務長に同条掲記の選挙罰則違反行為がないようにさせるために監督上なすべき周到の注意を言う」これは昭和十二年の二月二十六日の大審院の判例。「選任または監督につき相当の注意をしたかどうかは客観的注意義務によつて決し、主観的注意能力によつて判断すべきではない」これは昭和十三年六

ら連座によって当選無効になるんだ、そういう結果を認容しなければならぬ」という考え方が一つ。もう一つは、当事者の、本人の注意を払ったかどうかということとは関係なしに、ある連座の一定の範囲の人が選挙犯罪を犯した場合には、客観的な秩序維持という公益の観点から、その人が努力したかどうかはもう関係なしに無効にしてしまふんだ、そういう二つの考え方がどうやらあるようです。

連座に対する有名な最高裁判決があります。昭和三十七年三月十四日の大法廷判決であります。これは総括主宰者が買収罪で訴追され有罪が

裁はこのように言っていますね。「その当選は、公正な選挙の結果によるものとは言えないから、当選人が……注意を怠ったかどうかにかかわらず、当選を無効とすることが、選挙制度の本旨にもかかなう所以である」このようなことを言っているわけであります。いわゆる客観的秩序維持という公益を重視しまして、個人の努力とかそういうものについては無視をするという立場をこの最高裁判決はとっているわけでございます。

しかし、今回の組織的運動管理者の連座制につきましては、ただいま保岡提案者も説明されたように、相当の注意という個人的な事情を、それを払ったかどうかということを中心として、それによつて注意義務を尽くしておれば免責をされる、そういう構造をとっているのです、この大法廷判決とは全く思想が違つたというふうに思うわけであり

ます。

したがいまして、お尋ねしたいのは、今回の連座と現行制度における連座との法的な構造が違っている、その点について、私はそのように思うわけでございますが、異同について若干御説明を、もう時間があるまいので簡潔にお願いしたいと思います。

○保岡議員 この判例は、基本的には現行の連座に対する裁判所の見解を示したものと理解しております。したがって、今度の新しい連座制は、委員御指摘のように、候補者の選挙浄化に対する努力に對して、それを怠った場合にその制裁として当選無効や一定の立候補資格の剥奪という措置をとるものでございます。したがって、この判決、判例というものは、今度の新しい連座制度の趣旨とは異なりまして、従前の制度は、選挙全体の中で比較的中心にある者が犯した犯罪について連座をかける、その結果当選無効にするということとは、要するにその選挙全体が、その中心にある者の違反によつて全体が腐った存在になるというような立場で、候補者がどう努力をしたかということとは関係がないという立場に立っているものだと思ひます。

○冬柴委員 ここで、法務省来ていただいていますか。

連座要件は禁錮以上の刑というふうにあつて、今回は執行猶予がついてもそれに入るわけですが、執行猶予のない禁錮以上の刑、統計がある範囲でいいわけですが、昭和五十六年の改正以降今日まで、この禁錮以上の刑に処せられて、そしてそれが原因で連座による当選無効になった、そういう事例があるのかどうか、それは何件ぐらいあるのか、それをお知らせいただきたいと思ひます。

○小津説明員 お答えいたします。

昭和五十六年以降でございますけれども、連座制の適用によりまして当選無効になった事案は、地方選挙におけるものが三例ございます。国政選挙に関するものはございません。地方選挙の三例、いずれも懲役刑になった事例でございます。

○冬柴委員 そこで、私、司法統計を調べてみました。平成五年、昨年は選挙もあつたわけですが、この公職選挙法違反事件の終局結果でございますが、訴追された総数は、通常、地裁、簡裁で公判請求されたものが総数で五百三十九件あります。略式が二千三十一件。略式は全部罰金ですから、これはそれでいいわけですが、地裁、簡裁で公判請求されたもののうち、懲役刑、禁錮刑を選択されたものは四百六十件あります。そのうち執行猶予がついたものが四百五十一件あります。実刑は九件でございます。

そうしますと、現行法によると、この九件が連座になるのかならないのかということになるわけですが、今度のこの連座制、組織的運動管理者のこれを入れましますと、平成五年では実に四百六十件が連座の対象になる可能性がある刑だということ、非常に恐ろしい数字があるということ、を我々共通に認識をしながら、絶対に第一号になつてはいけませんので、選挙浄化のためにお互いにこれは組織の末端まで一切しない、こういうことを周知徹底する義務を強く感じなければなりません。

時間が参りましたので、私の質疑は終わります。

○松永委員長 茂木敏充君。

○茂木委員 改革の茂木敏充です。

私は、この国会に出させていただきましてまだ一年三月余りでありますが、この委員会では既にきょうで四回目の質問の機会を与えていただいております。私よりずっと以前からこの政治改革に熱心に取り組んでこられた諸先輩方は、私以上に、もうこの議論は尽くした、そのような思いが強いのではないかと、このように拝察いたしておりますが、若干の時間をいただきましたので、自治省並びに与野党の提案者の皆さんに何点かお尋ねしたいと思つております。

まず、新制度の国民への周知活動の問題でございます。

今回の政治改革、まさに歴史的な大改革でありまして、その分、制度改正の分野も多岐にわたつております。議論をしましりました国会議員は、まだしも、地方議員までや一般の国民の皆さんにはまだまだわかりづらい点も多いのではないかと考えております。

そこで、自治省の方にお聞きしたいと思います。自治省でも、パンフレットの作成それからテレビ広告等、御努力されていると承知いたしておりますが、予算面でも内容でも周知活動はまだまだ十分とは言えない面があるのではないかと考えております。午前中も自民党の加藤委員が御質問されておりましたが、これまでに成立いたしました政治改革関連法案の国民へのこれまでの周知活動の内容について、もう少し具体的にお聞きできればと思ひます。

○野中国務大臣 既に成立を見ております政治改革の関連法につきまして、内容につきましては、平成五年度第三次補正予算で措置されました約十八億円を本年度に繰り越しまして、パンフレットの配布、新聞広告等により周知に努めてきたところでありまして、新制度の内容が複雑多岐にわたつておりまして、委員御指摘のように、その周

知についてはまだまだ非常に多くの問題を持つておるわけでございますので、なお一層の周知が必要であると受けとめておるところでございます。

このため、この法案成立後は、本年度の啓発関係予算約二十三億八千万円をもちまして、新しい選挙区や御指摘の腐敗防止策を含めた新制度の内容の周知について、チラシやポスター掲示、交通広告等、手段や方法を十分考慮をし、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。また、先般来申し上げておりますように、総理府所管の政府広報事業についても積極的に取り組んでいただけるよう連携をとつてまいつておる次第でございます。

〔委員長退席、大原委員長代理着席〕

○茂木委員 今回、政党助成の方は年間一人当たり二百五十円、これが永続的に続いていく。これに對しまして周知活動は、お聞きしますところによりまして、国民一人当たりでございますと二十円弱、それもワンショットということですから、いかんせんちよつとけたが違つた、こんな気持ちもいたしますが、今後の行政におきましては、特に費用対効果と申しますか、コストベネフィットという問題が大変大きくなつてまいらると思つたのですが、これまで御努力されてきた周知活動につきまして、現時点で、答へにくいとは思ひますが、どの程度国民の皆さんの方に周知徹底がなされているか、大臣の御感想を述べていただきたいと思ひます。

○野中国務大臣 先ほども申し上げましたように、成立いたしました法の周知につきましては、今日までいろいろな手段方法を講じてやってまいつたわけでございますけれども、お説のとおり複雑かつ多岐にわたる問題でございますので、全国民に御理解いただくにはまだまだ十分であると存じておりません。これから積極的に周知に努めてまいりたいと存じております。

○茂木委員 周知活動につきまして、最後にもう一点つけ加えさせていただきますかと思つたのですが、大臣の御答弁の中にも若干ございましたが、

今度成立いたします腐敗防止法、これは、何と申しますか誤りがあれば犯罪につながる、このような大変重大な問題でありまして、しかも時期も大変迫っている、こういうことでございます。そんな中で、これからの周知施策、どのようなタイミングから始められるのか、具体的な内容それから規模についても一度確認させていただければと思います。

○野中国務大臣 先ほど申し上げましたように、本法案が成立をいたしましたら、いただいております二十三億八千万の予算をもちまして、新しい選挙区や御指摘のような腐敗防止は非常にさまざまな、先ほど来議論のあったような複雑な問題を含んでおりますので、これから十二分に周知ができるように積極的に取り組んでまいりたい決意でございます。

○茂木委員 ありがとうございます。ぜひ前向きに積極的に周知活動にお努めいただければと考えております。

次の質問に移らせていただきたいと思います。昨日の委員会におきましてもさまざまな意見の出されました政党助成法の上限、いわゆる三分の二条項の問題についてお尋ねしたいと思います。

私個人的には、政党がクリーンな資金を幅広く集める自助努力、こういうものももちろんあります。べきだ、このように考えております。しかし、これが逆に、政党助成のためだけに大がかりなパーティーが横行したり、また企業献金に極端に偏った資金集めを初めとしまして、まず資金集めありき、このようなことになってしまつては立法の趣旨に反しているのではないかな、このように考えておりますが、与党の中でも随分さまざまな御意見があらわれるようでございますので、この点につきまして、自由民主党として日本社会党、新

党さきがけのそれぞれの提案者の方に簡単に御意見をいただければと思います。

○中川秀議員 ただいま委員御指摘がございましたが、政党財政が過度に、度を過ぎて国家に依

存をするということは、やはり政党の自由と独立性を侵すことにもなりかねません。また、国民の血税でございます。すべてを、政党財政を国民の血税に依存するというのも問題がございます。そのようなことであつた規定が、三分の二という規定が設けられたわけだ、この理解をいたしておりますが、御承知のとおり、委員会の質疑の中でも、例えば、目の前にニンジンが下げられてどなたかが御表現なさいましたが、その交付金を満額得るために金集めに狂奔するということや、あるいはまた新党に不利であるとか、そういった御指摘もあつて、三分の二条項は撤回すべきではないか、こういう御意見があつたことも承知をいたしております。

ただ、今、自民党の意見をいうことでございしましたが、与党三党間でも、この点については与党政治改革協議会でも何回も議論をいたしました。その結果、まだ政党助成法自身が実施をされていらないわけでございます。その実施をされていらない段階で、みずから成立させたもの、つまり明文として規定を入れたものをすぐに改めてしまつていうことは、いかにもやはり議会として不見識ではないだろうか、いわば朝令暮改ではないだろうか、こういう観点から、少なくとも政党助成法が実施されたその状況を見て総合的に議論すべきであるという点で、三党は与党の協議会で一致をいたしましたわけでございます。その点については三党とも意見の相違はないもの、このように私は理解をいたしておる次第でございます。

○堀込議員 御指摘のとおり、この問題につきましては、例の政治改革の総総会を経て、与野党の政治改革協議会の中で、今答弁ございましたように、やはり政党に対して一定の、すべてが公費ということとはまじりません、かといふ御意見もありましたし、それから、まあしかし一方、お金集めばかりする政党にたくさん行くのはどうかとか、あるいは新党に不利だとか、そういう議論がなされて、結果的にこの三分の二条項が入つた、こういうことでありますが、与党の政治改革

協議会で、今御答弁ございましたように、これでスタートをさせようという合意になつてゐることは事実でございますが、実態を見ながら、私どもは、この施行後改めて検討をしていきたい、こういう考え方を保持していることだけ申し上げておきたいと思ひます。

○前原議員 昨日、北橋委員の御質問にお答えしましたとおり、この三分の二条項というものがあつたためにパーティーラッシュになり、集めた分の三分の二だけ助成をもらえるというふうなことが明確になつてきたことについては、問題意識としては申し上げたとおりでございます。

ただし、共産党を除く各党で、細川政権のときに政治改革の協議会の中で合意した内容でございますし、また、全くお金のなかつたところが一律、何倍、何十倍もお金をもらつたところについてのは是非もございしますので、一度この政党助成というものを発効させた上で、そして問題については直していくというふうな姿勢で我が党としては取り組んでいきたいというふうに思つております。

○茂木委員 おとこの御答弁より随分整合性がとれてきたかな、こんなふうに考えておりますが、新しく入つていく制度でありますので、この時点ですぐに変えるということとはもちろん不見識なことであらうと考えておりますが、いろいろな御意見もある、こういうことで、経過を見つつ、私は改廃も含めて見直すべきだと考えておりますが、この点に關して大臣の御見解も簡単にいただければと思います。

○野中国務大臣 御指摘の交付金の限度額でございますけれども、もう委員御指摘のとおり、第百二十九国会におきまして、当時の連立与党と自由民主党との協議に基づきまして法改正が行われた結果設けられたものでありますので、政党は、先ほどお話がありましたように、過度に国家に依存することのないようにするためにこのような改正が行われたと私も承知をしておるところでございます。

一般的に政党が、委員先ほどお話しのように、財源確保のために自助努力を払うというのは極めて重要なことだと私も考えております。一般論をいたしまして、最近、政治資金づくりの環としてパーティーが行われておるとか、あるいは企業献金に努力がされておるとか、あるいは政党助成を受けるために党の分党など、いろいろな報道が行われておるわけでございますが、それはまさしく、それぞれ政党が今回の政治改革を目指してまゐつた理念、そして国民の税を、助成を受ける倫理観、そういうところにもとるものであらうと私は考えるわけでございまして、これが、委員がおっしゃいますように、見直すべきであるとの御意見につきましては、法の改正に至つた経過を踏まえまして、各党間で十分御議論をいただくべき性質のものであると存じております。

○茂木委員 私の質問の前に冬柴委員の方から大変専門的な御質問をさせていただきまして、時間の関係で最後の質問にさせていただきます。このように思つておりますが、こちらに今お並びの与野党の提案者の皆様、本当に政治改革に長年熱心に取り組んでいらした皆さんであります。私も政治改革の実現を訴えてこの国会に出させていた一年生議員といたしまして、心より敬服いたしておりますが、そこで、一連の政治改革法案が成立に秒読み、こういう段階に当たりまして、この一連の政治改革法案の成立によつて、日本の政治がどのような方向に変わつていくと期待されておられるのか、また、さらに何を變えなくてはいけないのか、この点につきまして最後に与野党の提案者の方にお尋ねしたいと思ひます。

○大島議員 私もこの政治改革という問題にかかわつて海部内閣の副長官のときからやつてまいりました。委員が当選する前からやつておりました。今ふと考えると、どう変わるんだらうかとかじゃなくて、どう変えなきゃいかぬだらうかという心構えが必要だと思ひます。私も自由民主党も十一月間野党をやりました。

たが、責任野党という気持ちを持って国会に向かいました。ですから、国会のあり方一つとりましても、まさに今野党の皆様が責任野党と、こう言っておられる。まことにすばらしいことを言っておられると思うのです。政策論争を大いにおやりになるとか、まあ国会上のいろいろな問題でいうだこうだというより、むしろそういう国会にしていくなとか、選挙自体も金がかからないように本当にみずから率先してやって、いわば言論の闘いにしていこうとか、そういうのもろもろの法案の法趣旨に沿って自分たちが変えていこうということをしなさいといけないと私は思います。

ですから、どういふふうに変わるんだらうかという、何というんですか他動的なそういう考え方はなくて、むしろ、この趣旨に基づいてどう変わるうか、どう変えなきゃいかぬか、これはそれぞれ野党がお考えになって頑張っていくことが肝要であらう、このように私は思っております。

○保岡議員 大島提案者からまことにすばらしいお話がありました。私も、いろいろ制度改正をしても、それを生かす命がけで努力をしないと意識改革というのはなかなか難しいと思うのです。

それで、これからはやはり政治というものは、新しい制度ができた、そこで新しい選挙制度のもとで権力を競い合うというんでしょか、戦って権力を求めていくという側面があるのも事実であります。また、新しい選挙制度で当選しなければ何もしないという事も事実で、そういうことに関心が向くのは、これはやむを得ないと思えますが、しかしながら、なぜ制度改正をして、お互いこんな苦しい思いをして政治改革に挑戦してきたかというのをやはり考えて、今大島理事提案者がお話のように、本当にこれから超党派で議員が新しい時代の政党政治をどうつくり上げていくか、どういふ政治を日本が求めているかというのを国民と一緒に真剣に考えて、成果を一つ一つ上げていく努力が待たれているんだと思います。

○茂木委員 ありがとうございます。特に、大島提案者からは大変貴重な御意見もいただきました。私も肝に銘じてこれから新しい政治づくりに取り組んでまいりたい、かように考えておりますが、この国民注視の中で実現しつつあります政治改革が一日も早く成立しますことを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○大原委員長代理 大島章宏君。

○大島委員 大島章宏でございます。

私も、この政治改革特別委員会に参加をさせていただきながら、約一年半、政治改革の実現に向けて努力をしてきた一人でございます。ここまでやっとなんとか感じを持っておりませんが、いろいろと御議論ございしますが、いずれにしても、政治は国民の信頼なくしては存在し得ません。そういう中で、愛知の参議院議員の再選挙の低投票率の現実というものを考えますと、今日の全般的な選挙の低投票率の傾向を如実にあらわすものかなと、そういう意味では民主政治の危機感というものを強く感じている一人でございます。

この低投票率の原因については、いろいろと論じられておりますけれども、何と云っても、国民の政治不信が大きいのではないかと。その原因としては、もう何遍もこの席でも述べられてまいりましたけれども、ロッキード、リクルート、佐川急便事件など政官業の癒着が原因の、利権にまつわる、政治家を巻き込んだ不祥事であることは、皆さん御承知のとおりでございます。

昨年、とにかく一月一日からの各新聞のトップ記事から始まりまして、日本国民の政治改革を求める声は大変強いものになっておりまして、その国民の期待にこたえようと、この特別委員会の中でも与野党の立場を乗り越えて努力されてきた関係者の皆さんに心から敬意を表したいと思ひます。

しかし、結果として、私自身求めてきたものの姿どおりになっているかという、ずばりそのとおりになってきたとは言いがたいところもござい

ます。例えば、企業献金の全面禁止の問題ですとか、あるいはまた戸別訪問の解禁の問題ですとか、いろいろありますけれども、結果として、今日国民の求める政治改革の方向に一步一步着実に進んできたことは事実だろうと思ひます。

そういう中で、これまで関係議員の皆さんから既にいろいろと質問をされておりますが、重複を避けまして、私は、政治腐敗防止といいますが、腐敗防止関連に絞って何点か具体的な事例も含めて提案者の皆さんにお伺いしたいと思ひます。

その具体的な事例に入る前に一つ、地方自治体の関係者の皆さんから、今回、政治改革関連法案が成立をしたわけでありまして、不在者投票のやり方について、どうやったらいいんだらうか、そういう疑問も投げかけられております。と申しますのは、新しい方式によりまして、投票用紙には候補者の名前が印刷されていること、あるいはまた政党の名前も印刷されていること、その中から選ぶことになっておるんですが、実際問題、選挙期間中の不在者投票を行う場合に、そういう資料が準備できないんじゃないかという声もございまして、ここら辺、一番最初に自治大臣の方から、新しい制度に伴う不在者投票のやり方について整理をして御答弁をいただきたいと思ひます。

○野中国務大臣 委員御指摘のように、今回の法改正によりまして投票は記号式投票によることになったわけでございます。しかし、法の四十九条の一項によりまして、たゞいま御指摘になりました不在者投票につきましては、従来と同様自書式投票になるのであります。また、現在、告示日当日の不在者投票につきましては、都道府県の選挙管理委員会がその日の立候補届の受理状況を定期的に市町村選管にファクスで通知すること等によりまして、選挙人に既に当日立候補された方の氏名がわかるように、投票に支障がないように便宜を図っていらっしゃる次第であります。

○大島委員 今回のこの当委員会でもいろいろ細かなところを詰めますとまだまだ不明な点もござい

ますので、ぜひ各地方自治体の関係者の皆さんが戸惑わないように、十分に自治省としても関係の方の御意見を賜りながら明確にしていきたいと思います。これは要望でございます。

それでは、具体的な事例に対する御質問をさせていただきますが、最初に、私も先ほど冒頭に申し上げましたとおり、愛知県の参議院の再選挙の件でございますが、この低投票率の傾向といいますが、言ってみれば参議院の再選挙でありますからまさに小選挙区制の意味合いもありましたけれども、全有権者の約四三％しか投票所に足を運ばなかったというこの事実に対する両提案者からの御見解といひますか認識をお伺いしたいと思ひます。

○堀込議員 先生には、私どもの党内でも本当に政治改革にずっと御努力をいただいて、前段御表明ございましたように、政治不信の根絶あるいは政治への信頼の回復のために大変御努力をいただいたことに敬意を表するわけであります。

今御指摘ございましたように、愛知の選挙を初め大変投票率が下がっているという事態について、私どもは政治に携わる者として非常に憂慮せざるを得ないし、こういう傾向をどうするかということについて、まさに抜本的な方策を講じなければならぬ。そのために、この政治改革法案をしっかりと仕上げて、そしてこれが目指すべき中身をやはり充実をさせていくという努力が今後なされなければならぬだろうし、今後また国会改革や地方分権やいろいろな改革も引き続いて努力がされていく必要があるのではないかと、このように考えるわけであります。

あわせて、政党本位の選挙になりますから、各政党も、きちんとみずからの政策を明確にしなから国民に争点を明確にする、政党としてのさまざまな責任を果たす自助努力が求められているのではないかと、このように考えている次第でございます。

○保岡議員 この数年来政治改革を進めてまいりまして、一つの大きな成果を今手にしようという

最後の段階に入っております。お互いの土俵である選挙制度というものの、出発点である土台を根本から変えて新しい政治をつくっていくというのではありませんから、相当みんなが苦しみ、痛みを伴う状況になるわけですが、こういう機会に本心に腹を据えて、新しい時代の政治をつくる決意を国民に示していくということが今ほど重要なのではない。

そういった意味で、一連の政治改革を進めながらも、一方で、最近の地方のゼネコン汚職に至るまで、ずっと政治腐敗が政治改革を進めていく中でも連続して起こっております。そういうことなどを考え合わせると、だんだんヘドロが沈みついて政治不信が社会の根底に根強く住みついてしまふ、こういうようなことになってはいけません。そういう結果が投票率の低下や地方における地方議員の定員割れなどにつながっているんじゃないだろうか、また政治への無関心が進んでいるんじゃないかということをととても危惧する者の一人です。委員の御指摘に本当に心が痛む思いがいたします。

そういうものを、次の時代に本当にすばらしい日本をつくっていくためには、そこを国民に本当に理解していただける信頼を確保するというのがまず土台でございまして、お互いに政治改革の道を今掘込提案者がお話しのように積み重ねていかなければならないと思っております。

○大島委員 それでは、具体的な選挙違反といいますが事例に対する認識と対応について伺いたいと思いますが、最初の事例は、実は私、この質問に立つに当たって選挙違反関係の新聞の切り抜きを国会図書館からいただきましたら、せいぜい十枚くらいかなと思つたらこつそり来まして、改めてびっくりしました。これも昨年の七月の総選挙の事例でございまして、随分あるものだなと思ひます。

特に、その中でもちよつとお伺いするのは、地方議員の逮捕者が大変ふえました。この集計によりますと、ちよつと中身を見ますと、「今回

の総選挙では公職選挙法違反で六百十人が逮捕された。このうち買収が五百八十三人と全体の九六％。逮捕者数は前回の八百四十五人に比べると、二百三十五人も減少している。ところが、逮捕者のうち地方議員は百六十五人に上り、前回の百九人に比べ、大幅増。」ということで、都道府県会議員四人、市会議員七十二人、町議七十八人、村議十一人ということで、地方議員の方々が逮捕されました。

それに、ずっとさかのぼって、どなたを応援したかということで調べてみると、当選された衆議院議員が三十七人、落選された候補者の方の関係者が三人、こういうことになっていくのですが、これは両提案者にお伺いしますが、この者は、次回もしもこういうふうになりましたときには、これは連座制の対象として、この関係した議員、当選者三十七人とかは失格することになるかどうか、これをお伺いしたいと思います。

（大原委員長代理退席、委員長着席）

○大島議員 昨年の選挙違反事例が新法の適用についてどうなるか、こういうことだと思ひますが、今回の連座制は選挙浄化の努力を怠った公職の候補者等に対する制裁という性格を有しているのは御承知のとおりでございまして。したがって、そのようなことから、問題となる選挙で組織的選挙運動管理者等が買収等の選挙犯罪を犯したときに、その選挙で浄化の努力を怠った場合にその公職の候補者等の当選の効力を保持させることを許さないのが今回の連座制の重要な柱でありますので、私は、かなり有効に働くのじゃないか、このように思ひます。

ですから、具体的にそれらの事例がいろいろ違うだろうと思うのですよね。だから、一概にどうだとは言えませんが、そういう事例に即して考えなきゃなりませんが、地方議員は、先生も御承知のように、それぞれ、我々の国政の選挙であればその選挙母体の中で相当高い地位を占めているわけですから、そういうことを踏まえればかなり有効に働くのではないかなと思ひます。

ども、具体的にはその事例、事例によって判断をしなければならぬ、こういうことだと思ひます。

○保岡議員 この新しい連座の選挙運動管理者というものは、恐らくその系列議員のもとで組織的に選挙運動をやっている場合が多いだろうと思ひます。そうなりますと、系列議員の幹部数人が、ある衆議院候補の応援をその組織を通じて広めていくというようなこと、あるいは組織外に運動を展開するというようなことをやっていて、その系列の議員あるいはその手足になつて参謀格と一緒にやつた者などが違反を連ねれば、それは候補者と意思を通じていたかどうかという事実関係も当然必要なんだろうと思ひますが、恐らく系列の議員に選挙運動をお願いして、その場合には相互に選挙運動をすることについての意思の連絡もある場合が多いんじゃないかなどを考え合わせると、今大島提案者が言われたように具体的な事実事実に即して結論を出さなければ一般的には言えないことだと思ひますけれども、本新連座制に係る事案になる可能性の高い事案じゃないだろうと思ひます。

○大島委員 本日に一つ一つの事例をよく調べてみなければなりませんが、今両提案者からはかなり高い確率でそういうケースに、いわゆる当選無効ということになる可能性は大きいんじゃないかという話がございました。

特に保岡議員のおひき元の記事も随分ございまして、大変だなどという感じをすごく持っております。だから、保岡議員がこの腐敗防止について非常に熱心に、非常に高い関心を持って今回も法案をまとめられたというのは、本当に私は敬意を表したいと思ひます。逆にですね。新聞記事であります。選挙でどっちが勝つかとかいうことで賭博が行われているとか、タクシーの運転ちゃんから聞いたけれども、かけるものはブルドーザーとかトラックとか家財なんかも入っているという話も出ています。

いずれにしても、私自身も政治の世界へ入っていますが、とにかく各地方では大変な状況だといふことで、今回の腐敗防止法、連座制も含めて、

これは関係する選挙関係者の皆さんにも、そういうことでこれを契機にもうこれはやめよう、とにかくそういうことは一切やめようという意識を持っていただくために、今回の連座制の強化というものは高く評価をしたいと思ひます。

もう一つ事例がございまして、いわゆる選挙時になりますと突然テント村ができて、前も何か御質問がありましたけれども、テント村ができて、そこに言ってみれば選挙レストランと称するものができて、そこにバスがどどん着いては中に吸い込まれていって、いろいろお話を聞いたりごちそうを食べたりしてまた戻っていただくということが具体的に起きているわけですね。

これも一つの政治活動あるいは選挙活動ということで見れば見られないこともないのですが、この俗称選挙レストランと称するものが、万が一この新しい選挙制度になった場合に、行つてもいい事例と行つてはまずい事例と、どういふふうに分けをした方がいいのか。このいわゆる選挙レストランと称することについては、御存じの方も御存じでない方もおられると思うのですが、一般に報道されているそういう事例に対しては、この新しい法の適用に当たつてどういふ解釈をされているのか、両提案者にお伺いしたいと思います。

○山崎（拓）議員 いわゆる選挙用レストランの問題でございまして、これが供応に当たるかどうかということが本法案との関係では最初のポイントになると存じます。

その点は、いわゆる選挙事務所における選挙運動員に対する食糧の提供に關しましては、法的な定め、限度として定めがございまして、それに照らしまして、それを越える、過度にわたるものについて、これは供応に当たるのかどうか、そういう判例は私はちよつと存じませんが、そういう点が一つのポイントになるのではないかなと思ひます。

○佐野(徹)政府委員 摘発関係については私も所管でもございませんで、ちょっと答弁は遠慮させていた方がいいと思います。

○野中事務大臣 今お話しのようなことが仮に法改正後あるとするならば、警察といたしましては、不偏不党、厳正に対処するものと存じております。

○大島委員 この問題については、多分保岡委員の方でも同じような御意見だろうとは思いますが、この問題についてははっきりと、もうそういうことはできないんだと。これは有権者に対して、そんなことをやったら、そういうことをやって当選してももうだめなんだということを、逆に明確にしてしまった方が私はいいのじゃないか。もちろん法律できちっと調べなければなりません。それは、警察の方でも事態を明確にしながら法に云々というのですが、もうそういうのはあちこちで見聞きしていますから、新しい選挙制度になったのでもうこういうことはできないんだ、こういうことを逆に私たち立法府の者が明確に意思表示をすることが、お互いにそういうむだな、むだと言っていると思うのですが、むだなお金を使って不可思議な選挙合戦にならないために私は必要だと思ふのですが、その点、非常にその状況を十分に認識しておられる保岡議員にちよつと一言お願いいたします。

○保岡議員 私は昨年の本会議でも、自分の選挙を通じて地獄を見る思いがしたと、こういう選挙を続けていくと、選挙区はもうろく、自分が何のために政治家になつていくのか、原点に立ち返って疑問に思うというぐらい苦しいんだということを申し上げました。やはり激しい政治でありますから、通るが通らないかと、あるいは政権をとるかとならないかと、政治にはそういう戦いの部分がありますので、やはりうっかりすると節度を超えてお互いに競争して、選挙費用の負担に耐えかねるという状況になるというのも事実であります。そういう意味で、本当にこの中選挙区制度か

ら新しい小選挙区制に移行するに当たり、今大島委員が言われますとおり、徹底した浄化努力を政治家がするんだという決心をして、恐らくこれから政党中心の選挙をやつて、お互いは政党の名を背負つて小選挙区で党の代表として戦うことになりませんが、その党の姿勢としても候補者の姿勢としても、もう一切選挙違反は出さないと決心をしたんだ。同時履行でみんなが宣言して、公正な選挙をできるようにスタートに立たなければこの制度をつくつた意味はない。それだけ今回導入した連座制度というものはお互いに変な義務と責任を負わすものであるということを申し上げたいと思います。

○大島委員 ほかに、例えば炊き出しですとかあるいは一人を集めた出陣式、これも大変なコストがかかります。その一人の方々に来ていただくのに、バス代は一体どういふふうになるのか。それから、鉢巻き一万本配つても、一本百円とすれば百万円ですから。さらには、ジュースを一人に配つて、これは今一本百円完つていますが、まあ少し安くしてもらつて九十円としてみたって九十万かかるわけですね。そういうことを考へますと、そろそろそういうお互いのやり方について、明確にもうそういうシステムをやめようというのを、私も立法府が、立法府がきちつとそういう意思表示をしていくことが私は大変重要ではないかと思ひます。

それから、次の事例といいますが、まあ余り事例ばかりやっているとあれですが、もう一つは、連座制を適用したとしても、選挙違反といふか、選挙にまつわる裁判というのが非常に長いかかることとせつかつの新しい制度がうまく生きないんじゃないかといふことで、百日程裁判制度等がありますが、この選挙にまつわる裁判の促進についてどういふふうに両提案者は考えておられるか、この点についても伺ひたいと思ひます。

○大島議員 百日程裁判の規定をつくつて以来、平成元年から五年までの実例を見ますと、第一審が大抵百十九日ぐらいかかつております。それから、

高裁が二百六・五日、最高裁が八十・一日、三審制度でいきますと四百五・六日ということ、かなり司法当局も大変な努力をさせていただいております。

連座の問題は、加重罰と私どもの案との違いがあるわけですが、早く決めればいいという法趣旨ではむしろないのだからと思うのですよ。法の目的が。先ほど先生がお話しされたように、何回もここで答弁しておりますように、候補者及び候補者たらんとする者の最大の注意義務を喚起するというのが大事だと思ひます。

よしんばそれで刑が確定をいたしますと、それ以後五年間ももう立候補することができないという非常に重い規定でございしますから、そういう意味では、連座制の適用の手法もできるだけ早く決定すべきだといふ御趣旨はわからなくはございせんが、なお司法当局もこのように努力をしていただいておりますし、私はそういう意味で、連座制の問題と裁判決定を早くすべきだといふのは、一体としてあるべきことというふうに思ひます。必ずしも一〇〇%そのとおりです。ねといふことは言えないといふことを申し上げたいと思ひます。

○大島委員 趣旨はよくわかりました。ただ、ずっと延びちやつて、判決がある前に次の選挙が始まつちやつて当選しちゃつたといふことで、前回の当選についてはもうそれはチャラにするといふような話にならないように、やはりきちつとそこら辺は認識をしながら司法当局にもやっていただきたいと思ひます。

最後の質問にさせていただきますが、これは事例ではございせん。政治資金規正法等に基づく選挙運動費用収支報告書とかあるいは政治資金収支報告書といふものを提出することになっておりますが、これを市民がチェックするときにコピーができないという不便性があるのです。いろいろなことがあると思うのですが、私は、今日日本でも情報スーパーハイウエー構想があつたりなんかしている時代に、見せるけれどもコピーしてはだ

めだといふのはもう時代おくれたと思うのです。ね。そこら辺、保岡委員並びに提案者からそれぞれ御意見をいただきたいと思ひます。

○茂木議員 お答えさせていただきます。政治資金の透明性をさらに高めていく、それから時代認識も変わつていく、このような点につきましては重々承知しているつもりでございします。その中で、現状の政治資金収支報告書を閲覧、メモはできるけれどもコピーはできない。考えてみますと、つまり見たい人には基本的なオープンさ、それから平等のアクセスというのは与えられている。しかし、ここでこの上にコピーまで可能、こういうことになりましたと、委員会の席でするので慎重に言葉を選びたいと思ひますので、さまざまな使われ方が考えられると思ひますので、その点も十分に検討した上で対応すべき問題だと考えております。

○中川(秀)議員 この問題につきましては、政治改革与党協議会、自民党、社会党、さきがけ三党の機関でございしますが、ここでも大変熱心に議論をいたしているところでございまして、検討の上、何とか今臨時国会中に結論を得る、こういうことにはいたしているところでございします。

ただ、問題は、自治省、中央選挙、この所管をして、届け出ている政治団体だけで六千、地方都道府県選挙に届け出ている政治団体で六万二千、約七万近い政治団体が全国にある。しかも、御承知のとおり、新しい政治資金規正法が施行になりますと、五万円超の政治資金については、これを届け出て公開しなければなりません。今までの百万円超から五万円超にその公開基準が引き下げられることは、委員御案内のとおりでございします。そういったと、収支報告書そのものが大変膨大な量になる、そういう可能性がございします。

したがいまして、複写の不正な利用あるいは不当な利用といふものに対する懸念もございしますけれども、それ以上に、その写しの作成に対応する自治省あるいは各都道府県選挙の例えば人員配置

あるいはまた複写機の設置や報告書の保管場所、そういった体制、予算措置がどうなるかということや、やはり厳密に検討を加えていかなければならない、こういう問題があるかと思うわけでございます。また、費用の徴収方法、さらにはこの準備期間も相当要るのではないかと、こういうような体制側のことでもございまして、そんなことをやはり相当突っ込んで議論をしないと、実際なかなか結論を出すのは難しいのではないかと。

こういう感じも多少私どもはいたしておるわけですが、いずれにしても、今国会中にそういうことも含めて協議をしようということに相なっております。御趣旨はよく理解をしております。

○大島委員 コストの面もございましていろいろ難しいかもしれませんが、必要とする人にそれは負担してもらおうとか、そういうことも考えながら、ぜひ善処していただきたいと思っております。

両提案者の熱心な答弁に対して心から御礼を申し上げて、質問を終わります。ありがとうございます。

○松永委員長 三原朝彦君。

○三原委員 おすか少ない十分間という時間ですから、私がお聞きしたいことは、この政治改革、腐敗防止、選挙の期間において何とかより公正大に、フェアな形で選挙をやろうという、それを求めて今我々は法律の改正をしておるわけですが、これも、私の場合には、もちろんそれに一〇〇%賛意を表明しながら今日まで来ておりますが、それともう一つは、同時にやらなければいけないのは、新しい小選挙区制になって熾烈な争いが起こるであろうと、選挙のときに、もちろんそれが、選挙の期間だけではなくて、ふだんの政治活動のときにも、例えば今よりもっと厳しいような熾烈な、俗に言うサーブिस合戦が起こる可能性もある。

それは我々が五年前に、実はそういうことも含めて何とかそれが変えられないだろうかということとでやりまして、じゃどれぐらい政治にお金がかかるかと、こう思い出していたら、五年前の話、私も年とったなと思っておりますが、前田武志先生なんかと一緒にやった経緯がありまして、そのときは、一つ自負しておりますのは、あの当時、冠婚葬祭にもシキミ出したり花輪出したりしていたのがもうだめだとなつたおかげで、これはみんな、ほとんどのかつての自民党の議員の人たちあたりも、やはり何百万というお金がかからなくなつたんじゃないですかね。そういう経緯がある。これは、五年前と、僕らが一年生のときと二年生のときと比較しただけでも、調べてみたら、やはり五百万ぐらいは違うんですね。

例えばそんなことがあつたりしまして、これもみんな多少ずつでも政治活動の中で前進してきたという気持ちもあるわけですが、実はその中で、この公職選挙法の百九十九条二は「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問はず、寄附をしてはならない」と、こういうことになっておることはもう皆さん御承知だと思つてますが、その点で私は、これから先それを徹底するように、これは法律があるからとかなんとか以前の話題だ。

ここにいらつしやる議員の皆さん方が、これをいかにみずから、何といひますかノブレスオブリージュみたいな気持ちで守るか守らないかが、実はこのことの意識のつながりが今度改正するところにもつながつていっておるんじゃないかと私は思つておるわけでありまして、ですから、直接私は今度のこの改正のこの質問ではありませぬけれども、そここのところで私は、ふだんの政治活動に対して、提案者の、両方の代表者の方にこの心構えみたいなところをお尋ねしたいと思つ次第であります。

○大島議員 三原委員が、六年前か何年前でしたか、仲間とともに赤裸々に自分たちの金がかかる実態を明らかにしたのは、ある意味じゃ衝撃的な事実でありましたが、私は若干先輩ですが、あのとき数字を見たとき、ああ、おれよりも多いなというのをちよつと実は思ったのが率直だったんです。だから個人によってかなり違うだろうと思つてますが、今寄附行為は全く禁止になっております。これはまさに先生がおっしゃる通りに、日常の私どもの努力が本場に肝要だと。

その中であつて、今度連座制を対象にして、候補者及び候補者たらんとする者が改めて、おい、今度こういうことをやったら、おれも当選したつて無効になつちゃうんだぞと悲痛な思いで訴えていけば、そういうことが日常の選挙民の意識も変えていく、そして我々自身も変わらななきゃならぬ、そういうことになるんだらうと私は思つてます。

そういう意味で、いわゆる政治活動、後援会培養活動の中で、この連座制の強化もそういう意味で私は効用を発揮していくんじゃないだろうか、こう思ひますが、先生がおっしゃる通りに、やはり大事なことは、私どもも勇気を持つてある意味では選挙民に向かつてやっていかなきゃならぬ。そのお気持ち、決意あるいは考え方は全く同じでございます。

○茂木議員 三原委員初め国会の方で大変御努力されてお決めたこととありますし、また、私もそういう姿を見て政治に、国会にあこがれた一人でもありますから、これを正しく守つていく、これは当然のことであると思ひますし、さらに今後も努めてまいりたい、このように考えております。

例えば冠婚葬祭等に関しまして、正直申し上げまして、お祝ひ等の禁止規定、例えば実費であれはいいけれどもお祝ひという形ですゝめだとか、これはある意味では、これまでの日本の社会慣習との間に多少のずれが生じているとか、まだそのずれがあるのは事実であると考えております。このギャップを完全に埋めていくために、私は、結局のところ、政治家はもろんであります、有権者の皆さん、国民の皆さんも含めて大きな意識改革、委員御指摘のような意識改革そのものが必要なんだろうと考えております。私は、今回の

政治浄化法、これが、政治に対する、政治家をして国民全体の意識改革の第一歩になる、このようにとらえております。

○三原委員 やはり今私が質問させていただいたモラルがちゃんとしないと、幾ら公選法の規定の中で選挙のときに、衆議院ですと解散してわずか四十日以内だけ、それは法定選挙費用を守る、買収、供応もないかもしれないが、そういうことをやっても、選挙の浄化という一面ではできて、も、本当の意味での政治の浄化といひますか――私は政治活動を何とめようとか規制しようなどという気は毛頭ないわけですから。

しかしながら一面では、昔の政治改革のこの委員会でも質問したんですが、そうすると、日本人の義理人情までも無為にしなきゃならなくなるじゃないか、こういうようなこともあつたんですが、しかし一面では、そのときやはりみんなが最終的に行き着いたところは、それも、選ばれた代弁者、代表者としてはいたし方ない場面があるんじゃないかということ。みんなが、程度の差はあつても、強く納得した人と、いや、不満でありながらもぐつと我慢した人いたかもしれないけれども、私は、小選挙区になればなるほど今私たちが心構えをしつかりしておかないと大変なことになると。

これは、今から五年前に私たちがみんなであつたつ文を書いて出した本ですけれども、この中にも、かつて弁護士であつた人も一文物物にしておられて、その人も、やはり政治の舞台に入るに当たつてどのくらいのお金がかかるかと自分で勘案してみたら、その二倍、三倍かかつた。選挙のときもかかつたし、政治家になつてもかかつたというようなこともこの中で書いておられるんですけども、そういうことが実は、政治を産業と言つて語弊がありますが、一つの産業と言つてするならば、その中によりよい人材が入つてくるのをとめることになつてしまふ。それを私は危惧して、真剣に我々はこのところはもつと議論していかなければならぬ。選挙のときにもそうだけれど

も、ふだんもそうでなきやいけないと思うような次第であります。

もう時間になりましたので、ここで皆さん方とともどもにそういうことを再度お互いに理解そしてまた賛同し合って、これから先の政治活動に、そしてまた選挙活動にもやりたいということを申し上げて、私の質問を終わらしていただく次第であります。

○松永委員長 東中光雄君。

○東中委員 保岡さんにお伺いしたいのですが、この間の腐敗防止法関係の提案理由の説明の中で、リクルート以来の非常な不祥事件が起こっておると。「政治におけるたび重なる不祥事は、個人の政治に対する倫理感の欠如だけではなく、政治にお金のかかる構造的な側面があることも無視できない点であります。そして、その元凶は、だれが考えても、日常活動と称する地盤増養の行為と、選挙そのものに国民の常識を超える法外な資金がかかることにあるのは間違いないありません。」こういうふうに言われておるわけですが、これは

よく聞く言葉なんですけれども、私なんかはさっぱりわかりかねるのですわ。それから、「日常活動と称する地盤培養の行為」、それが金がたくさん要る、腐敗になっていくことの構造的な根拠なんだ、元凶なんだ、こう言われているのですが、「日常活動と称する地盤培養行為」というのはどういう行為を言われるのですか。実際にやられておるといふのはどういうことなんでしょうか。

○保岡議員 事務所を維持するお金あるいは交通費、電話代、国会報告のいろいろな文書の配布、あるいはいろいろな地域で会合をやるときの会費などなど、これは選挙民に密にそういう努力をすればするほど、選挙区の広さなどから、選挙区規模になるとわずかなお金でも膨大になる。例えば私どもは後援者にはかき一枚ずつ出しても、全部で五万枚出さなきゃならないとすると、後援者に一回一枚のはがきを出すだけで五百万かかる。こういうことを全部個人が負担するような形に我々の場合はほとんどなっております。

そういうようなことを言うのでありますけれども、そもそもこういうことになるのは、政党の組織活動の中で当選ができない仕組みに従前なっておった。中選挙区のもとにおいては、同じ政党の者同士で、政権を求める以上、複数候補者を立てる。そこで、どうしても個人後援会に頼って、個人がそういう組織を培養し、日ごろの選挙の準備をするために費用をかけ、ということと、ユートピア議員連盟の諸君の経費の発表にもあるとおおり、かなりのお金が個人の負担にかつてくる。

そういう意味で、先生方のように、ある特定の主張をする方々で、各選挙区で一人ぐらゐ立てる、あるいは立てないところもある、そういうふうな、政権をとるだけの数、中選挙区下で候補者を立てなかった政党とはちよつと事情が違ふ。それは、もう先生の党は立派な組織で党首選挙を事実上中選挙区でもやっておりますので、小選挙区で我々が求める党首選挙を既に実現しておられるから、その辺がおわかりにくいのだらうと思ひます。

○東中委員　ちよつときれいごとに過ぎませんか。事務所を維持して、それではがきをたくさん出して……(保岡議員「それは相当の金」と呼ぶ)それは相当の金だけれども、それは国会議員としての報告活動ならば、文書通信交通滞在費、月に百万ずつ出ているのですよ、一人の議員に対して。そういう報告をやるのが、じゃ何でそれが地盤培養行為であつて、それが金権政治に、腐敗行為につながっていくのですか。そういうことじゃないじゃありませんか。

それから、選挙そのものに国民の常識を超える法外な資金がかかる。選挙そのものに法外な資金がかかるのですか。選挙そのものは法定資金でやらないかぬのでしょうか。ところが、法外な資金がかかることは間違いありません。今のままでやったら、新しい制度に足を踏み入れても、現行の中選挙区制度のもとの政治の弊害は本當に克服できるか、むしろ逆に事態は今までより、より悪くならないかと各方面から強い疑問が指摘さ

れている、これは当然のことだと、こう言われているのです。だから、ここでは、そういうきれいごとじゃなくて、さっき出ていました冠婚葬祭、そういう問題で、地盤培養と称して、慣習だとかなんとかといって、金をばらまいたりあいさつに行ったりということを言っているんじゃないやありませんか。

それなら、これは非常に有名な渡辺美智雄さんの外人記者クラブでの話がありますわね。リクルート問題が問題になっておるときに、金がどうして要るんだと。それについて、当時政調会長だった渡辺美智雄さんが外国特派員協会の講演でこんなことを言ったのですよ。これは、起こしたものを私見しましたからね。「日本では、葬式とか病氣見舞いにお金を持っていく習慣があり、一回葬式があれば三万から五万かかる。葬式は毎日ある。結婚式は毎日ないが、大安とか吉日とか日のいいときには四つから五つぐらい招待される。これにいかなければ、次の選挙で落選する。近頃は、学校を建てたから寄付しろ、銅像をたてたから寄付しろ、それからお寺の寄付、神社の寄付、お祭の寄付、盆踊りの寄付、たくさんのお金がある。さらに、忘年会が二〇〇回から三〇〇回、新年会が三〇〇回から三五〇回あり、必ず一万円から二万円は最低もつていく。だから政治、政治活動には金がかかる」と言うて、外国人の記者が、すごいものだなと、日本は政治的能力よりも集金能力が物を言うんだなというて、随分報道もされました。これがユートピアの人たちが出したあのころですよ。

そういう実態、そういう地盤培養行為、日常活動と称して、そういうことがこの腐敗を生んでいるんだ、それをなくそうということになっているんでしよう。それで寄附禁止になった。これはもう前になったのですよ。ところが今なお、それはもう少し減ったかもしれないね、さっきの三原さんの話でいえば、しかし実際上やっている。そこに問題があるんですよ。

これで、膨大な金が必要なんだといっておったの

○保岡副員 先ほど東中委員にお答えしたものは、通常の経費ですら、まともな普通の経費です。それからそれぐらいかかる、ましてや日本の贈答文化に根差したいろいろな、札は形をもってあらわして、尽くきなきやならない、だから、選挙はお願い事をするわけですからいろいろな形を示すためにお金がかかる、そういう競争がとかく行われがちである。そういうような実態を日本の選挙の土壌とある。我々は、これは政治家にも当然責任があるのでございませうけれども、長い間そういう風土をつくってききました。

そういうことをまず断ち切る努力をどこからするかといえますと、やはり選挙に、単なる建前と本音を使い分けるような姿勢ではなくて、自分の政治生命をかけて、命がけで浄化の責任を果たしていくという全く今までと違う選挙浄化の仕組みを取り入れて、まずそこから努力をするということとでこの制度を考えました。

○東中委員 腐敗防止としては、だからまず選挙のと、こうおっしゃったのですが、その内容についてはまた後で述べるとして、やはりあなた自身も言われているように、日常活動と称する地盤培植行為そのものが金権の一番中心なんだから、それは日常の政治活動にその腐敗の根源があるんだから、日常の政治活動をどう規制するか。

私は、それは結局は、その金を出すもと、企業・団体献金禁止、ここへいかに限りは、結局金を集めてその金で、期待しているというような、地域によってありますね。選挙区によって随分、おたくの選挙区を言うわけじゃありませんけ

れども、あるいは何県の選挙区はすごいとか、いろいろありますよ。そういう格好の問題についてやはりもとを断つというのをやるのは、企業・団体献金の禁止ということこそが腐敗の防止のもとだと思ふのですけれども、そういう点についてどう思われますか。

○保岡議員 日本の公選法は世界一厳しく、そして刑罰も非常に重い上に、事細かに禁止事項を置いて規律しようとしています。実際はほとんどこれが守られていないというのでもまた事実で、有名無実化している規制がたくさんあります。このように、法律と実際の建前と本音を使い分けるというようなことが、余りにも慣行として事実上行われるようになって大変だということとは、どの分野でもあると思います。

しかしながら、まずは民主政治が立ち上がる、そして政治家が出发点である選挙は土台でございすから、スタートラインでございすから、そこからまず思い切った浄化のシステムを導入する。それは、すべてにそういうシステムを導入するという考え方もありましようけれども、それはある意味では、劇薬を前にそれを飲まないように必死で努力するという、これはもう本当に最後の手段みたいなものでございす。したがって、まず選挙でそういう制度を導入して、後はみずからの意識改革を広く高めて、そうして政治全体の正しいあり方に向かうべきだ、そう考へてのこととでございす。

○東中委員 個人の政治に対する倫理観の欠如だけではない、構造的に変えていかなくやならぬ。何は決意を言われたって、そうでない状態が起こっているのだから、やはり根本的なことをやろうということになれば、そうでなければ腐敗防止の措置としては非常にまずいんじゃないか。それからもう一つは、政治には金がかかる、政治活動費ということをとくさん言うておられるのですが、どうも何が政治活動費なのかというのはい向にわからない。

いる政治団体の状態を私調べてみました。これは名前を言うところとよつと気の毒だと思ふので申し上げませんが、相当大きな派閥の幹部の人の内外政治経済研究会という政治団体、指定政治団体です。

これは、自民党の多くの政治家の政治資金規正法の届け出報告を見ますと、大体そういうパターンになっているのですが、経常費というか、人件費とか事務所費とかいう経常費と、それからそのほかに政治活動費というのがあります。政治活動費の中に組織対策費がある。それで、政治活動費がこの人の場合には八千三百六十八万円、これはある年の、選挙のない年のことですが、ところが、そのうちの組織対策費は三千九百九十九万円、だから四八％。

その組織対策費というのは、これは政治活動費の中ですかね。中身は何かといったら、飲食費といふのがあるのですね。ニューオータニとかなんとかという料亭の名前が出ます。それで十七件、二百何万。それから次は、品代といふのがあります。品物代ですね。品代と書いてある。それで、三越、英国屋、そういう百貨店や有名な店の名前が並んでおつて、何件、何百万円、こういうふうになるのですね。それから、その他の支出といふのがある。それがまた、えらい多いのですよ。二千五百万円を超している。全部合せて三千九百九十九万円。こういうのは、これは政治活動費なのか。政治資金規正法上の届け出は、そうなっているのですね。

そのほかに、交際費といふのがあるのです。それには祝儀金、香典等といふのが載っています。四百九十万円。それから機関紙誌・宣伝事業費、これは私たちもわかります。印刷費やら何か出張費やら、遊説に行く出張費とか、これが載っています。その最後に、一番大きいのは寄附・交付金といふのがあつて、だれそれに何百寄附したといふて、要するに政治家の中での金の動きですね。これは皆、政治活動費といふことになつてゐるのですよ、支出の。それで、そういう活動をやる

ための事務所の事務所経費ですね、電話やら。こうなつてきたら、一体何だろう。あなたがまさに言われている日常活動と称する地盤培養行為といふのはこれじゃないか。これじゃいかぬと私たちは思ふわけですね。

ところが、その政治活動費、これは政党に所属して、今度は公費助成で金を渡すわけでしょう。政党を通じてそこへ行きます。その金をこういうことで使つていふのかどうか。国民の税金を、使途を限定せずに政党に渡される。政党は、政党の活動を通じて政党所属の支部なりあるいは政治家に渡す。そこではこういう支出をするといふことになる。政党交付金と言つたら聞こえはいいですけども、政治活動への助成と言へば聞こえはいいけれども、飲み食い、贈り物の費用じやないですかといふことになつてしまひます。これはどうもぐあいが悪いのじやないかといふふうに思ふのですが、そういう点で、その政党助成について、腐敗防止をやろうと思つたら、その政党助成もやはりもう少し考えなきゃいかぬのじやないか。

政党助成交付金は民主主義のコストだといふふうに政府も答弁をされました。それで、自治大臣にもお伺いするのですが、こういう方向へ、政治活動費といふことで飲み食い、品代、それから交際費、それから寄附、こういう格好で組織活動費といふことでどつと使われていくような金を国の税金で出していくといふことではないのでしょうか。自治大臣とそれから両提案者の三塚さんと保岡さんにお伺いしたいと思ひます。

○野中事務大臣 本年一月の政治改革関連法案の成立の過程で、いわゆるこれからの政治改革を目指すために、国の助成を政党に行ふことによつて資金の透明化を図りたいという趣旨で決着をされたものであると認識をしておりますので、今後、今委員御指摘のような問題は、より政治資金を規制し、そして透明化し、かつ、政治の改革がなされるものと期待をいたしております。

○大島議員 東中議員の御質問を黙つて伺つてお

りますと、つくづく政治活動のやり方もかなり違ふのかなと思つたりするのでございす。

つまり、それは何かといふと、今日まで、率直に申し上げますと、我々自由民主党でやってきた活動の基本は、個人本人がまさに政治活動の主体でありました。したがつて、みずから後援会をつくり、そしてみずからの組織をつくるということが政治活動の基本であり、そのことが選挙につながつていくといふこととでございす。そういう基本的なことの中で、そういうやり方の中で、それは東中議員が所属する政党と、かなり政党がそういうものを肩がわりしてやつておられる部分と、私は質の違ふ点があるかと思ふのです。

したがつて、例えば政治活動をする場合にも、率直に言ひまして、やあ、食事をしながらやろうとかそういうことがあるのは当然だろうと思ふのでございす。そういうことのいろいろな反省から、むしろ個人活動から政党中心の活動にしていくといふのがこの基本の考え方であります。そういうことを踏まえつつ、支出につきました。例えば公的助成、非常にデイスクリーズされたものにしていかなくやなりません。その使い方が悪ければまさにそれは今度は選挙のあり方で問われることでもあらう、このように思ふわけでございす。

ですから、飲食がどうだ、あれがどうだと言われますと、個々具体的にそれいろいろ違ふかと思ひますが、これからは、個人から政党という中にある政治活動費もかなり明らかにされていくといふ大変な改革であるといふ点を御理解いただきたい、このように思ひます。

○保岡議員 率直に言つて、中選挙区下におけるお互いの政治活動、選挙運動といふものは、やはり日本の文化、風土の中で行つてきましたから、先ほども申し上げたように、礼を尽くすには形をもつてしなさいといふ一つの習慣があるわけですね。

ですから、話し合いをお願いする上で、そういう形をあらわす上でのいろいろと費用がかさんで

て、それが競争になって仲間同士の費用を膨らまして、いわば水膨れに本来の政治活動と関係のないところで、競って政治活動に関連させて費用の支出の負担を背負っているという状況があるのは事実で、そのことを反省すればこそ新しい選挙制度を出発点に、今与党の提案者の大島提案者もお話のように、みんなでそういう状況を脱却して新しい政党本位、政策本位の政治へ向かおうと決心をして、また、まさにそういった趣旨を実現する大きな一歩として腐敗防止法の制定をして、そして新しい選挙浄化の仕組みを導入して、政治活動はそういう社会の常識にかなわない世界なんだということを、むしろ意識改革をそこまで高めようという決心を今度の法案で示しているというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○東中委員 小選挙区制になったからそういうことがなくなるようにするんだ、こういうお話だけれども、この間も指摘をしたが、これは読売新聞でしたが、生き残りをかけた議員たちが、どぶ板活動で冠婚葬祭などに多額の出費を強いられて、お盆前の一週間に線香代や夏祭りの祝儀などの名目で五百軒の支持者宅などに二千元から一万円を包んだ事務所もあったと報道しています。選挙関係者は、土俵が小さい分これまで以上に金が生きて、こう述べてどんどん動いていると。それは、あなたの言うまさに日常活動と称する地盤培養行為そのものなんですよ。今までのやつと一緒ですね。狭くなったから余計効果があるんだと言っているじゃないですか。

それを取り締まらなきゃ、そのところを切らなきゃ何にもならぬじゃないかということを書いたのは言っているの、新聞がそう書いてるわけでしょう。あなた方はそんなにためを書くなとは一つも言わないじゃないですか。それで、過去の届け出を見てもそうになっている。これじゃだめですよ。

そこへ今度は、そういう金を何と税金で持っていくというのですから、こんなもの許せまうかいな。そして、今度は一月一日から実施すれば、実

績がなかったら三分の二条項があるからといって、今三十億も政党主催の資金集めパーティーだけでもやられているんだといって、集中豪雨のたいて新聞が書いてるじゃないですか。国から金をよけ取るために、だから今集めないかぬといつて集めるというのはこれはもう言語道断だと私は思うのです。こういう表裏とまるとつきり違つたことをやってはいかぬですよ、本心に。民主主義の名で、腐敗防止の名で一層腐敗を進めるようなことをやたらいかぬですよ。何としてもこれは道理に合わない。

国民の税金で、しかも有権者の意思いかんにかかわらず、税金で渡す。一人二百五十円だ、大したことないんだなんて言いますけれども、ほかの、ドイツともほとんど変わらないと言いますけれども、日本は一億二千四百万人の人口なんですから、一人当たり二百五十円といつたって膨大な額じゃないですか。三百九億なんて出しているところ、どこにもありませんよ。こういう事態になっている。

本心にまともに考えなければいかぬじゃないか。これはもう後世の人が考えられると思ひますよ。何とおかしなことをやっているんだ、政治改革という名前で、というふうに思ひますよ。私は本心にこの歴史の時点、今あなた、みんながよくないと思ひているんですよ。いろんな人に私は個人的に聞いたら、いやよくない、よくないといふ言っているんですよ。みんなとは言いません、ほとんどの人がそう言うていますよ。自治大臣も一政治家としてははつきり言われた。そういうふうには圧倒的多数の人が言うていられるのに、異常な格好でこれは進んでいるんです、政治改革という名前。私は本心に、今に生きる政治家として、皆さんに本心に訴えたいですよ。余りにもひどいじゃないか。後世笑われますよ、何をしておったんだといって。私はそう思ひます。

それで、この助成に関連して各党が集中豪雨的にやっている。これは新聞によると、新・新党というの、政治資金の助成のために新・新党をつ

くっておかなければいかぬということになっておるように言われています。

私、公明党の提案者にお聞きしたいのですが、公明党が公明新党A、新党Bというふうにつくつて、そして対応されているのは政党助成の関係で、そういう政党の解党とか分裂とかいうのは純粋に政治的にやるのが当たり前なんです、金をもらうというこの関係でやっているというのとだとして非常におかしい。(発言する者あり)しかし、そういうふうには言っている言論というのにはありますよ。あるから、だから聞きたい。どういふことでそういうことがやられるんですかというのを聞きたいわけです。お伺いします。

○田端議員 東中委員にお答えいたします。政党への交付金につきましては、これは政党助成法が施行されればその法律に従ってきちっと対応されていくものと私たちは承知しております。そして、今おっしゃったように、政党についての結成とか合併とかあるいは解散とかということについては、これは政党自身の自由な意思によつて決定されるべきものであると理解しているわけ

で、憲法においても結社の自由ということが保障されているわけですから、そういった意味ではそれとおりだ、こういう認識をしております。そして、今回の公明党の、解散してそして公明A、B新党、こういう形で分党するというところにきましている、今申し上げたように法に従ってきちっと対応していくもの、こういうように承知しております。

以上でございます。

○東中委員 それは法に従ってやるんですけれども、法に従ってちゃんと交付金を受けようと思うとそういうふうな分党というちよつと常識的には余り考えにくいことが起こってくる。

それから、国庫補助を受けるために、交付金をふやすために集中的に集めなければいかぬ。集中豪雨的と言われるような資金集めパーティーの横行、これも政党活動としていへば、交付金を国からもらうということと政党活動が変わってくるん

です。金の集め方というのは、普通ならそんなことにならぬのがそういうふうには動いてくるという格好で、この交付金制度というのは政党活動にそういう格好で影響を与えていつているんです。これはやはり政党を腐敗させるもどと私たちが指摘しておいたことがもう現実であられてきているというふうには思ひかけております。

質問を終わります。

○松永委員長 これより村山内閣総理大臣に対する質疑を行います。笹川義君。

○笹川委員 村山総理、これから御質問をさせていただきますが、実は我々も国会で審議をするに当たりまして、いかなることがあっても委員会に欠席をしない、また本会議も欠席をしないということでは筋を通してまいりました。実は、二十六日の日には総理に質問を申し上げたい、こういうことで我々野党としては与党にお願いをしたわけでありまして、残念ながら総理の日程がどうしてもつかないということ、二十六日はだめだ、二十八日も夕方しか難しいんじゃないのかな、実はこういう話がありました。

私は、今までのすべての委員会、例えば大臣にしても局長にしても、質問のない人にはやはり帰っていただく、役所で一生懸命仕事をしていた方が本場の意味の行政改革になるということ、私は自分なりにそういう方針をずっと貫いてまいりました。

実は二十六日の日でありまして、私、きょうの総理の日程はわかりません。明日の新聞を見ないとわからないわけですが、二十六日の総理の日程をこう見ますと、はてな、これは総理、本当に出来ないわけですか、これは総理、本時間帯があるわけですね。もちろん、外国から大公使が来るとかあるいはウルグアイ・ラウンドとか、どうしてもこれはもう国政上、少なくとも政治改革委員会よりはもっと大事なんだと言われる、私はそれはやむを得ないと思うのですが、これをみますと、九時五十分には官邸においでになつて十一時三十分まで実はどなたにもお目にかか

ておらない。しかもまた、十一時三十分には北海道の奥尻の町長さんとかそのほかの町長さんがいらして、ある代議士が同席したというふうに書かれているわけですね。そうすると、もしこの時間に委員会に来ていただければ、これはもつと早く済むわけでありまして。

それから、午後一時五十分は、これも全く民間の方とお目にかかっておるものであります。これも実は一日じゅうしておりますので、たとえ十分でも二十分でもおいでをいただければもう審議ははるかに促進できる。これは村山総理自身も、やはり政治改革は命をかけて一生懸命やるんだ、早く仕上げるんだというふうなお話でありますので、我々野党も一生懸命協力をいたしましたし、考えてみますと、政治改革というのは、いろいろ内閣が変わりましたので、言ってみれば国会議員みんなの責任だ、こういうふうに考えて、本来、昔の野党だと引き延ばし専門で随分延びたと思うのですが、近ごろどうも野党の方が早く早くなんという、与党から、いやもう少し慎重にという場面もないわけじゃありません。

同時に、四時には、ある代議士さんとも実は個人的にお目にかかってるんじゃないかと思うのですが、委員会を軽視したということは申し上げませんが、私の言わんとするところは御理解いただけると思うのですが、いかがでしょうか。

○村山内閣総理大臣 最初に、委員会に關係のない大臣にはそれぞれ職務を担当してやってほしいという御理解のある御発言をいただきまして、心からお礼を申し上げたいと思うのです。

二十六日のこの委員会の運営が、私自身が出てもいいとか、出ない方がいいとかそういう意見を述べたことは一度もないので、国会全体の運営の成り行きによって、その指示に従って、きょうは出てくれ、きょうは出なくていい、こういうお話し合いがされたとは思っています。したがって、私はそのことには関知いたしておりませんけれども、しかし、政府がこれは提案をしておる法案です、できるだけ慎重な御審議をいただいて、

そして一日でも早く成立させていただくというのと、もう単にこの政治改革の法案だけではなくて、税制改革の法案についても、すべての法案についてそのような御協力をいただきたいということをお願い申し上げます。

○笹川委員 今村山総理は、自分の方から出ることも出来ないかと言ったことではない。言ってみると与党の方の指示というか要請というのか、それによつて日程を調整されていると思うのですが、理事懇あるいは理事会では総理の予定がつかないからということでありまして、それは今の総理の答弁と理事懇あるいは理事会の与党側の答弁とは全然食い違っていると思います。

○村山内閣総理大臣 国会自体でどういふお話し合いがあったかということについては私は関知していませんから申し上げられませんが、もしかし、従来、私の日程については官邸の方でそれぞれ担当が作られておりましたから、その話でどういふふうになったのか、これは私は関知していませんということをおし上げたのです。

○笹川委員 これ以上申し上げたいとは思いますが、我々も政治家ですから、あるいは選挙区だとか、いろいろな人と約束を何カ月も前にすることは、これはどうしてもあります。例えば結婚式にしましても、しかし、委員会が開かれるとか、あるいは本会議が急遽開かれるというときは、もう政治の世界じゃ当たり前のこと、そのときはやはり地方の私的なものはキャンセルをして、公的なものに出席をしているというのが国会議員の我々でも当たり前でありますから、ぜひひとつその趣旨を御理解いただいて、今後はひとつ御協力をいただきたいと思います。

さて、今まで自治大臣あるいはまた法制局長官、あるいはまたこの法案を、野党と与党と両方で修正案等もこれから協議されて決まるわけでありまして、まず村山総理には、政治改革に対する姿勢というものはもう今まで随分御発言いただきましたから、おおむねのところは了解いたしておりますが、最後のとのつまりといいますが、も

うまさに完結す前、六年間の涙の結晶というか血の結晶というかわかりませんが、もうまさに派閥を超えて、あるいは党派を超えて、間もなく終わらんとしていくわけですが、これはまだ参議院があるわけですから、我々が議した、あるいはまた採決をしていただいても、参議院で云々ということがございますが、総理として、政治改革がまさに最後の土壇場に来ているときの心境といえますか考へ方といえますか、ちよつとお聞かせをいただければありがたい。

○村山内閣総理大臣 今委員御発言がございましたように、随分長い期間それぞれ国会で議論をしていただきまして、何とか政治全体がもう一遍原点に立ち返って、そして国民の政治に対する信頼を回復しなきゃならぬ、こういうお気持ちで与野党を通じて議論をされてきたという経緯については私も十分承知をいたしております。

そういう経緯を踏まえた上で何が一番大事かといへば、やはり政治家全体がしっかりと政治倫理を確立することだということに思ひます。同時に、政治倫理が確立された上で選挙制度のあり方等々をどう改革する必要があるかというので、小選挙区という課題も出てきて、そして併用制とか連用制とかあるいは並立制とかいろいろ意見もございましたけれども、最終的に与野党の合意を得て、そして小選挙区比例並立制で成案を得て、この国会で御審議をいただいているという経過だと思ふのです。

同時に、あわせて公職選挙法の改正やあるいは政治資金規正法の改正も行いながら、金の出入りをもっとガラス張りにしていかないか、そしてできるだけ選挙が金のかからない、政策を中心とした、政党を主体とした選挙ができるようにしようではないか、こういう議論も繰り返されてきたと思ひますけれども、そういう議論の成果の上に出ておるといふふうには私は考えておりますから、一日も早く成立させていただくということが大事ではないか。

同時に、これはまあ言うならば政治改革の出発点であつて、これからさらに腐敗防止についてはもう少し徹底したものもやはりやっていく必要があるんじゃないかというふうなことも、これから我々も努力しなきゃならぬ課題であるというふうな受けとめておるといふことについても申し上げます。

○笹川委員 今村山総理から腐敗防止についてはもつと徹底したというお話がありました。そうすると、我々が今ここで審議している腐敗防止法案よりも内容がもっときついものというところを、近い将来か、総理自身がお考えになつていくということでしょうか。

○村山内閣総理大臣 これは一つの例として、今、与野党でお話し合いをされていきます。連座制の強化とか等々の問題もあるわけですから、そういう問題も含めて、お互いにやはり議論を尽くした上でなおいいものにしていくという努力は、これからの必要があるのではないかとこの意味で申し上げたわけですね。

○笹川委員 まさに政治改革、これから第一歩だということでありまして、これは我々がこれからまあ一層足らざるところは補正をしてやっていきたい、こういうふうな思つております。

それでは、総理に、小選挙区制の区割りについてであります。これは、区割りになりますと、我々国会で決めるわけでありまして、実は国会議員が決めただけではもうどうにもこうにも收拾がつかぬということで、第三者の方に任せをいたしました。しかし、そのときに条件をつけないで委任せしめたら、これはまあ相当立派なものができると思ひますが、残念ながら、国民がその条件をつけたというより、我々国会の方でどういふ条件をつけたために、例えば一議席を各県に配当したとかということになりますと、島根とか鳥取あるいはまたそのほかと大きい県では、やはり区割りで一票の格差がどうしても出ちゃう。そうすると、もう質問に立つ人が憲法違反じゃないかという話があります。

ところが、我々憲法違反かどうか判断する能力は、立法府ですらまあないに等しいと思うのです。例えば、法制局で大丈夫だと言つても、警察に検査されたら、法制局で大丈夫だと言つたからといったって、これはどうにもならぬわけですね。これは今までの選挙法でも実は同じであります。

ところが、我々が聞けるのは、実はもう所管の自治大臣か、あるいは法制局長官に聞く以外にまず方法はない。もう一つあるとすると、委員長が言われたように、憲法学者を呼んでいろいろ意見を聞いてみる、これも一つの方法でしょう。しかし、何十人の意見を聞くわけにいかないわけですから、これはもうどうしても出航してみ、その結果をある程度待たなきゃ仕方がない。

その結論がもし悪ければ、将来また改めていけばいいと思うのですが、一議席を配分したことでもう一・八二。ですから、どうしても二・一三七の格差が出るわけですが、法制局長官はそれは大丈夫だとおっしゃっているの、我々も大丈夫だという気持ちで実は審議をしてやっておりますが、万が一とんだ訴訟されて何かあったときには、一体あなた方、国会で随分審議したんだけれども、どうなっているんだと言われると困るのでも、もちろん総理にしても、法制局長官じゃありませんから、恐らく長官が大丈夫だと言ったからおれも大丈夫だと、私と同じような心境とか、その程度の、その程度と言つて失礼ですけども、認識が大体同じじゃないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○村山内閣総理大臣 今回の区割り案につきましては、九月に行われました衆議院及び参議院の政治改革特別委員会におきまして、審議会の石川会長から、市区町村をいゆるようかん切りにしてきつとやれば、それは二倍以内におさめることができたかもしれない、しかし、行政区画とかあるいは地勢とか交通とか、いろんな事情を総合的に考慮して、できるだけ合理的にやりたいというような角度からきりぎり審議を重ねた結果、二・

一三七倍になったということについては御理解いただきたという旨の答弁があったと聞いております。

これは、今委員がお話ございましたように、各県に最初に一議席ずつ配分する、こういう前提条件もついておりましたから、結果として、ぎりぎりやり詰めたところこういう格差になったというところについてはやむを得ないのではないかと思います。もう一つはお話もあつたと私は聞いておりますけれども、私自身もそういう認識を持っておりますことだけ申し上げておきます。

○笹川委員 両方の認識が一致したということでありまして、まあまあ常識的かなというふうに思ふわけですが、実は総理、同じ区割りでございますが、県によって、私は群馬であります、物すごい面積のところと、山口長官のところと、物すごい面積のところが、本当にフラットでちよつと小さいところと。しかし、どうしても国民だとか学者の皆さん方あるいは裁判所も、人口、一票一票と言われる。それは確かに基本的人権でありますから一票の重みが同じであるということはもう当然であります。しかし、政治というものは、一極集中をしないとあるいは予算も傾斜配分するとか、そういうものを取り仕切つてなるべくならだかにするところだと思ふのです。

ですから、そういうことを考えますと、例えば自転車選挙運動のできるところ、世田谷なんて、今度半分になりますと車に乗るよりバイクの方が早いかわかりません。ところが、山口長官のあの山の中なんか、とてもじゃないけれども車で行つたって朝行つて夕方になつちゃう。しかも、季節になりますと、それは季節のいいところならいいのだけれども、今度雪が降つた、そうすると、片っ方ははいはい走れるのに片っ方はもうチェーンを巻いてランドクルーザー、これは北海道でも同じであります。各県いろいろあると思うのです。そういうこともやはり考えていただかないと、ただ単に人口割り、人口割りで一票の重さ

また、東京の人というのは、一票は持っているのだけれども、投票に行かないのです。行かないのも自由だとおっしゃる。それは確かにそうかもわからぬけれども、やはり国民というのは一票を行使する権利を絶対に放棄してはならぬ。もし、候補者がだめだ、政治家がだめだ、行つても同じだとおっしゃるなら、少なくとも投票に行つてもらつて、白票でもいいから投票してくれれば、それで一つの国民の責任は果たせたといいことになるのですけれども、その辺でひとつ、今のただ単に人口割りだけじゃない、将来やはり面積とかいろいろ、もちろん選挙費用につきましても、若干面積が広いところは考慮されておりますから、そういう面ではいいのですが、たくさん使つてもいいよということになると、これもおかしい話です。

それからもう一つは、運動期間が今度十二日になるわけですね。そうすると、狭いところは三回も四回も回れるでしょうけれども、北海道みたいな用意で出たらなかなか戻れないような場所もあるということを考えますと、私は、必ずしもようかんを切つたようにいかないというそのことはそのとおりだと思つておりますが、総理、いかがでしょうか。

○村山内閣総理大臣 小選挙区の区割りにつきましては、その区割りを決める委員会をつくつていただいて、これは言うならばもう党派を超えて、中立的な立場で公平公正な区割り案を出してもらおうというのでお願いして出してもらひまして、それをそのまま受け入れた形で法案にしてこの国会に提出しておるわけですから、その中身について私が今いいとか悪いとか言える立場にはないというので、意見は差し控えたいというふう

に思ひます。

○笹川委員 それでは、政党交付金についてお尋ねしたいと思ひますが、これは国民一人二百五十円、総額三百九億円であります。

今までの政治改革委員会の議論の中で、さきがけだとか社会党の皆さんの質問の中で、実は一

月一日を基準日として割り当ててあるわけでありまして、法律をつくつたばかりで今それを変えたいという話にはならぬけれども、それが施行された後には考えなければならぬのじゃないのかなというふうな御答弁もありました。

私も実はそう思つておるのですが、新党をつくりますと、先ほど共産党の東中先生が質問されたように、公明党は政党助成金欲しさに合併するの、かなんという質問がありまして、えらい皆さんおしかりの言葉があつたのですが、天下の公党というの、やはりそのときの情勢によって合併することもあるでしょう。その結果、政党助成金をいだけるのであつて、お金が欲しいから一緒にするなというところは、到底私はそういう考え方も賛成できないし、そういうことは言つてはならないと思ひますが、ただ言えることは、党と党と一緒になつて新党をつくる場合には、これは全額行きます。ところが、本当に今の党の中から二十人でも三十人でも仮に離党されて新しい党をつくると、これは百人であつても、実績がないわけですから、ほとんどほかの党に比べて不平等な扱いを受ける。これはもうおわかりになると思ふのです。

そこまですなかな、新しい党ができるとか、離党してとんだん党ができるなというところは当時余り予測されていなかったのかもわかりませんが、けれども、私は、そういう意味で、将来そういうことが起きたときにはやはり平等に対応できるように、本来、政党にお金を出すんじやなくて、私は国会議員一人に幾らというふうに出すのが本当は正しいと思ふ。しかし、それでは個人がどこに使つたかわからぬという問題も起きてくるので、やはり政党法という、法人格を政党に与えて、そしてその政党に配分した方が国民の目から見れば公平じゃないのかなというところだと思ひますけれども、今言った新しく党をつくつたときに非常に不利益があるという点については、私はそう思うのですが、総理御自身としてどうでしょうか。

私は政治家ですから、それ以上追及するつもりは全くありませんが、今の総理の答弁を聞いていますと全く紋切り型で、個人的には何かやつぱり政治家としてはお考えになつていて、そういうえばあなたの言うのもわからぬこともないなど。しかし、実施して後の話ですからね。別に今総理に、これが悪いからすぐ変えろと言っている話じやなくして、ちよつとこれは若干不公平じやないのかというお感じがあるかどうかという政治家としての御判断を尋ねたので、余りぎゅつと締められ

けさ午前中の質問で、自治省の広告の予算は二十三億と言いましたかね。ちよつとこれじゃどう見ても、日本全国二十何億じゃ、今テレビ高いですから。対外援助も結構ですけれども、まず日本の政治の根幹を直すわけですから、ひとつ総理、もし自治大臣の方でなければ大蔵大臣に交渉していただいても結構ですから、これはある程度金を

すので、お豆腐屋さんが三軒並べば、もうそれはうちの豆腐が大きい小さい、多少安いとか、これはありますよ。人間のことでですから競争心はみんなある。

しかし、野党の皆さんは、たまたま選挙区からお一人の場合が多かった。時には二人の場合もありますけれども、そういうことで非常に選挙自身

そこで、個人献金はいいんだけども企業献金は悪なんだという考え方が、どうもマスコミには何かそう書かれるわけですが、それはなぜかという、企業献金は悪というのは、企業からもらった、その企業のために便宜を図って汚職があつたじゃないかと。結局、その汚職があつたことを逆算していつて、私は企業献金がいかに悪いことになつたんだろうと思うのですが、今度は社会党の委員長としては、これから先、企業献金を今までもおり拒否されるのか、受け取るのか、委員長としては何かお答えできるでしょうか。

○村山内閣総理大臣　社会党委員長として今こ

で答弁する立場に私はないのですけれども、ただ、社会党としては従来から、できるだけ企業献金は節度を持ってやっていた。これは、個人個人の有権者に政治に対して関心を持っていただくという意味から申し上げますと、やはり個人献金を主体にすべきものではないか、私はそういうふうに思います。

今度の与野党で話し合いをされているこれまでの長い経過を見ても、やはりそういう議論が私はされてきたのではないかとこのように承知をいたしております。ですから、個人献金もやはり一定の節度を持ってやっていたことは大事ではないかと思えますけれども、今度の政治改革関連法案のこれまでの審議の中で、与野党でもそういう話し合いはいろいろな角度からされてきたという経緯についても十分承知をいたしております。

○笹川委員 それでは、改めて村山総理にお尋ねします。

政治資金規正法がいろいろ改正されてきて、さきの選挙では、私自身は公的助成金をなるたけちようだいたして企業献金は廃止していく方がいいということを実は個人的に公約をして選挙をやりましたので、これからそういう方法がいいのではないかと思います。例えば、公的なものは税金でもらう、もう一つは親戚がいますが、実は企業献金も、もう一つは当然納税されるわけですね。あるいはまた、課税された中から交際費で出すこともあるでしょうが、そうすると、やはり企業からもらわなかったらそれだけ企業の納税はふえるわけですから、そこから公的助成をもらっても結果においては私はそんなに大差がないのではないかな。

ただ、公的助成はもちろん税金であります。もちろん払っていない人も払っている人もいます。もしもそれは平等に二百五十円はならない。もつと負担している人もいますし、負担がゼロという人もいらっしゃるかもわかりませんから。

ただ、大まか二百五十円、こういうことになるわけですが、総理、今度の政治資金規正法の改正で、まあまあ七、八分はおれの考え方と満足されましたか。

○村山内閣総理大臣 先ほども申し上げましたように、今成立いたしました政治資金規正法の改正、それから公職選挙法の改正、それに今与野党でお話し合いをされております連座制の強化を含めたいろいろな話し合い等々を踏まえれば、私は、この腐敗防止に関する限りにおいては、一歩も二歩も現状よりも前進されるものになるというふうに期待をいたしております。

○笹川委員 それでは、ちよつと時間があれでございませう。もしありましたらまたお尋ねしますが、せつかくおいでいただいたので山口長官にお尋ねをいたします。

行政改革について、先般、一月あるいは二月、最終的には三月に特殊法人のめどをつけた、こういうお話がありました。これはまさに政治家としても課題ですし、霞が関にとっても大きな課題だろうと思うのですが、実はその行政改革で、役人の数が多い、あるいは小さい政府というところ、当然人数も小さくなってしまふわけですが、この議論はさておきまして、人数を減らすことによつてサービスが低下するということが一つ、もう一つは国民に公平でなくなるということがあります。サービスが多少低下することは、私は、納税という問題からすれば、コストから考えてこれは異論はありませんが、公平にサービスができないことがあるとすると、私は考えなければならぬ、こう思うのです。

端的に一つ例を挙げますが、実は国税庁の職員であります。当時、消費税をやると非常にいい税金で、将来は行政改革にもつながるなというところを答弁して、今の山口先生が野党当時ですから、そんなに人数はふえないのだからというところだったけれども、実際消費税を導入したら、税務署の署員は数が若干ふえました。現在ふえてい

ます、人数はここに出ておりますが。私はいつも思うのですが、電子計算機あるいはこういう情報が非常によくなる時代になったのですが、残念ながら税務署の人というのは、足を運びまして、零細中小企業が全部はまだ電子計算機を使っていませんから、見るわけですね。非常に手間がかかるわけですよ。幾らハッパをかけたって、やれる量は実は知れているわけがあります。

ちなみに、昭和三十年は五万二千六百九十八人なんです。実は私も二十前に会社をつくりまして、当時日本の法人の数が大体十五万ちよつとだと思ふのです。おれも十五万分之一になったなんていつて自慢した時期がありました。実は今は二百七十万社以上ございませう。そうすると、現在、四十六年度で余り新しいのはないのです。が、それでも国税庁の職員五万六千七百五十二人というので、三千二百人ばかりは実はふえていくわけですが、法人がふえている数からすると圧倒的に税務署員の数は足りない。そうすると、アメリカのように脱税したら永久に取れるならいいけれども、個人は七年、法人は五年ですから、それがパアになつてしまふ。

納税は公平にしなければならぬものは私はなと思うのです。それは一票の格差も大事です。納税というのは絶対公平でなければならぬ。納税というの、いつ新聞を見ても、私わな人は、職業を言うわけにはいきませんけれども絶え間なくある。サラリーマンからすれば、納税というのはかちかち取られていくわけですから、私は、総務庁の長官として、人員整理あるいは行政改革ありがたいのですが、減らすところは減らしていいです。まさにこれが政治の役目だと思ふのです。が、国税局の職員はもつとやはりふやしてほし。でないと税の公平にならない。しかし、大蔵省にしてみると、各省庁に予算を提示するとき、あれがいい、これがいいと値切りますから、そのときに自分の身内の国税庁だけに予算をつけるとか、あるいはふやしてくれと言ふことはやは

り非常に言いにくい。まさに山口長官にはこのことをひとつぜひ解決をしていただきたい。そうすればまだまだ税金は取れます。間違ひなく取れます。その点ひとつどうでしょうか。

○山口国務大臣 御指摘をいただきましたが、行政改革は着実に進めようということで、国家公務員の定員につきましては縮減計画を立てまして、鋭意縮減に努めております。しかし、委員御指摘のような必要な面について増員を認めることも、これもまた当然であると思ひます。

御指摘のありますような国税庁の職員につきましては、平成元年から消費税が導入をされたという関係もございまして、必要な定員につきましては増員を認め、そうして縮減計画による縮減を進めるという中で、差し引き平成元年の場合は八百五十七名、全体としては増員になつていくというように例で御理解をいただけたと思ひますが、縮減すべきものは縮減するが、地価税の導入あるいは消費税の導入ということで、必要な定員につきましてはそれを認めるという形で対応いたしてまいっております。御指摘のように、企業の数が年々ふえている、そして税に対しては時効もあるということも十分踏まえて今までも対応してきましたし、これからの対応いたすつもりであります。

○笹川委員 山口長官の今の数字は正確なのだろうと思うのですが、私は国税庁にお願ひしたのだけれども、昭和四十六年のしか実は部外秘だといつて出さぬものだから、全然計算が合わないのです。

総理、どうですか。質問するときにとんちんかんなつてしまふのです。人数ぐらひ僕はいいと思うのだけれど、どこに何人税務署に居るのか教えると言つてはいるのじやないと言つてはいるの、きのう電話で。総理だけを教えてほしいと。

○山口国務大臣 きよう衆議院の本会議で行革委員会設置法案の可決をいただきました。行革委員会設置法が成立いたしますならば、修正により

ぬですわ。その点をまず一つ言っておきます。

それから、今度は献金についてですね。「企業・団体献金は禁止する。企業や業界がパーティー会費を負担することも禁止する。」というのが選挙公約で出ています。企業・団体献金を禁止するということがあります。そういう方向で、しかし実際は政党に対する企業・団体献金を認める、それから政党支部も認める、政治団体も認める、全部認めちゃったわけですね。個人に禁止だつて、個人の政治団体がやったら同じことですから。だから、禁止をするという公約とはまるっきり違う。

今まで法律上は企業献金を認めるというような規定はどこにもなかったのです。法理論上、私たちは企業献金は禁止規定がなくともやっちゃいかぬのだという主張をしてきました。アメリカの一九〇七年のあの立法ができるまでもそういう議論ですね。判例の方が先だったのです。だからそういう関係があるのですが、今度は企業献金、団体献金を認める方向が出されている。これも逆なんですね。これはどういうふうに思われますか。

○村山内閣総理大臣 社会党は企業・団体の献金は禁止をする方向で主張してまいりました。これはやはり主張をしてきたけれども、それは力関係もありますし、そのときの政治情勢もありますし、必ずしも主張したことが一〇〇％通らないからこれは公約違反ではないか、こう言われたのでは、これは私はある意味では政治の現状というものを余りにも無視をし過ぎるのではないかと思うのです。

私は、今度の改正案の中でも、例えば企業等の団体献金は、政党、政治資金団体並びに資金管理団体以外の者に対しては一切禁止するという改定の措置がとられているわけです。しかも今度の法改正の中では、施行五年を経過した場合に見直しをして、資金管理団体に対するものは禁止措置を講ずるとともに、政党、政治資金団体に対する献金のあり方についても見直しを行うとされております。廃止を含め検討がされる、こういうふう

になつておりますから、公約した方向にずっと努力を続けておる、こういう経過については十分御理解をいただければ、あなたが言われるように、もう一遍申しますけれども、まるっきり公約違反ではないかということには当たらないと私は申し上げたいと思います。

○東中委員 時間ですから終わりますけれども、まるつきりということじゃないかもしれぬけれども、問題はあなたの方の態度で、例えば経団連は、去年の段階では一定期間の後廃止を含めて見直す、こう言っておったのです。最近はそのを変えましたね。だから、社会党が言ったことと実際違う方向へ行くことによって、財界の方も廃止をやるような方向、発言料だなんというようなことを言うようになってきておる。非常に日本の政治にとつて悪い結果を及ぼしておるということを申し上げて、質問を終わります。

○松永委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま審査を行つております各案中、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の審査のため、来る十一月一日に参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松永委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

次回は、来る十一月一日に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十六分散会

平成六年十一月十日印刷

平成六年十一月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局